

平成23年第1回砂川市議会定例会

平成23年3月8日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第 4号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
議案第 5号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 6号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 7号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 予算編成方針
- 日程第 3 一般質問
散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第 4号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
議案第 5号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 6号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 7号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 予算編成方針
- 日程第 3 一般質問

小 黒 弘 君
土 田 政 己 君

○出席議員（13名）

議 長 北 谷 文 夫 君
議 員 矢 野 裕 司 君
飯 澤 明 彦 君
吉 浦 やす子 君
尾 崎 静 夫 君

副議長 東 英 男 君
議 員 増 田 吉 章 君
中 江 清 美 君
一ノ瀬 弘 昭 君
土 田 政 己 君

辻 勲 君
沢 田 広 志 君

小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	角 丸 誠 一
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	角 丸 誠 一
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	河	端	一	寿
事	務	局	次	長	加	茂	谷
庶	務	係	長	佐	々	木	純
議	事	係	長	石	川	早	苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 北谷文夫君 おはようございます。休会中の本会議を再開いたします。
本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第3号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第4号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
議案第5号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第6号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第7号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算

- 議長 北谷文夫君 日程第1、議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算、議案第5号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第6号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第7号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算の7件を一括議題といたします。

第1予算審査特別委員長の報告を求めます。

第1予算審査特別委員長。

- 第1予算審査特別委員長 小黒 弘議員（登壇） 第1予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月7日に委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に一ノ瀬弘昭委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第1号から第7号までの平成22年度一般会計、特別会計、事業会計の7会計補正予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 議長 北谷文夫君 これより第1予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第1予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、第1号から第7号までを一括採決いたします。

本案を、第1予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 予算編成方針

○議長 北谷文夫君 日程第2、予算編成方針の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） おはようございます。平成23年第1回市議会定例会の開会にあたり、平成23年度予算編成の基本的な考え方について、ご説明を申し上げたいと存じます。

本年は、統一地方選挙が執行される年であり、市長の改選期となることから、政策的な予算は改選後に提案すべきものと考え、骨格予算といたしましたので、議員各位並びに市民の皆さんのご理解を賜りたいと存じます。

私は、平成11年に市民の皆さんの負託を受け、市長に就任して以来、「市民と共に考える市政」を基本的な政治姿勢として、皆様に信頼される市政の執行に努めてまいりました。

特に、平成13年度から22年度までを計画期間とする第5期総合計画におきましては、「住んで良かったふるさと砂川」となるよう、都市の未来像を「安らぎと活力にみちた快適環境都市」と定め、まちづくりに全力を傾注してきたところであります。

重点課題としていました「まちなか活性化の推進」では、市街地に幅を持たせるため、駅東部地区の開発を進め、まちなか居住の賑わいの創出を図り、「心のふれあう福祉社会づくりの推進」では、子どもが健やかに育つ環境づくりとして、保育所の統合・建設、子育て支援センターなどを設置し、「市立病院改築の促進」では、昨年10月に市民の皆さんが待ち望んでいた新本館の開院を迎えることができたところであります。

市立病院は第5期総合計画のいわば集大成として、市民の安全と安心を守り、今後のまちづくりの核となるものであります。

無事に開院を迎えることができたことは、このうえのない喜びであると同時に、ふるさと砂川の地に、医療の灯がともされてから70周年目に大事業を成し遂げられたことに感無量でございますが、これも議員各位並びに市民の皆さんのご理解、ご協力によるものと、心から感謝を申し上げる次第であります。

平成23年度を初年度とする第6期総合計画では、心豊かな人々を育み、安全で安心で

暮らせる元気で活力あるまちを目指しまちづくりを進めることとし、めざす都市像を「安心して心豊かにいきいき輝くまち」として、「このまちに住みたい、住み続けたい」と思うことができるまちの実現を目指し、「協働によるまちづくりの推進」、「地域コミュニティの推進」、「健全な行財政運営の推進」をまちづくりの共通した考えとして、各施策の展開を図ってまいります。

さて、わが国の経済状況は、リーマン・ショックに端を発した世界的な金融危機の影響による景気の後退から、回復に向けた動きは見られますが、円高、デフレなどにより、雇用環境など依然として厳しい状況が続いております。

国の予算を見てみますと、中長期的な財政健全化の道筋を示す「財政運営戦略」が昨年6月に閣議決定され、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現を目指すとされており、この「財政運営戦略」に基づく予算編成が行われましたが、2年連続して新規国債発行額が税収を上回るなど、国の財政運営は異常事態に陥っているところがあります。

地方財政は、「財政運営戦略」における「中長期財政フレーム」において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を、平成23年度から25年度までは、実質的な平成22年度の水準を下回らないよう確保すると定められたことから、地方交付税の増額が確保が図られましたが、国の財政状況を考えますと、先行きは不透明であると言わざるを得ません。

本市においては、景気の低迷による市税の減少が続いておりますが、これまで、行財政改革、公債費負担の適正化など財政健全化の取り組みを進め、歳出の削減などを図ってまいりましたので、現状としましては、安定した財政運営が図られております。

しかし、高齢化の進展などにより、社会保障費が増額することが見込まれ、また、地方交付税に多くを依存する状況にありますので、引き続き、財政基盤の強化に取り組むものであります。

平成23年度の予算編成は、経常的な経費を主とした骨格予算といたしましたが、地域経済の状況などを見据えながら、計画的に実施している継続事業並びに緊急的な課題などで予算措置が必要な事業につきましては、計上をしたところであります。

以下、予算の概要につきまして、第6期総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の1 「人と環境にやさしいうるおいのあるまち」であります。

廃棄物の処理につきましては、5市9町で構成する中・北空知廃棄物処理広域連合による可燃ごみ焼却施設の建設が本格化することになりますので、安定したごみ処理体制の構築のため、施設建設の推進に努めてまいります。

また、不法投棄未然防止対策といたしまして、監視カメラ等を設置し、不法投棄の防止及び地域の環境保全を図ってまいります。

衛生環境につきましては、施設の老朽化により、衛生センターにおけるし尿処理を休止していることから、効率的かつ安定的な処理体制の確立に向け、6市6町による石狩川流域下水道中部地区協議会において、下水道処理施設にし尿等を直接投入することができる前処理施設建設の検討を進めてまいります。

基本目標2の「健康としあわせが広がるふれあいのまち」であります。

高齢者福祉につきましては、地域包括支援センターが中心となり、高齢者が安心して暮らすことができるよう、医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートするとともに、地域における認知症ケア体制と医療との連携強化を図り、認知症に対する医療、介護の切れ目ない提供等行ってまいります。

子育て支援、母子福祉、父子福祉につきましては、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、保護者の就労と子育ての両立が図られるよう、引き続き保育サービス内容の充実に努めるとともに、母子家庭への就労に向け支援を実施するなど、「砂川市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、子育て支援施策を推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者が地域社会において自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関、関係団体との連携強化に努め、適切な情報やサービスの提供を行い、障がい者が地域で安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

健康づくりにつきましては、感染症の予防として、ワクチンの有効性が高いとされる、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するため、本年2月から実施している接種に対する助成を引き続き実施してまいります。子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、対象者を「高校生まで責任を持って対応する」との考え方にに基づき、中学1年生から高校3年生に相当する年齢までとするものであります。

次に、疾病の早期発見、早期治療のため、各種がん検診を実施しておりますが、女性特有のがん検診推進事業を引き続き実施し、子宮頸がん及び乳がん検診の受診率の向上に取り組んでまいります。

さらに、母子保健対策として、すこやかな妊娠と出産のため、妊娠中の健康管理及び経済的な負担の軽減を図る妊婦健康診査の助成について、検査内容の充実を図り、継続して実施してまいります。

市立病院につきましては、一連の医療制度改革や地域における人口の減少、さらに、公立病院としての不採算部門の診療など、経営を取り巻く環境は大変厳しいものとなっておりますが、平成22年度の診療報酬改定では10年ぶりにプラス改定となり、急性期の入院医療に係る診療と、診療報酬等において、前年に比べ収益が増加している状況にあります。

また、新本館開院して以来の患者動向につきましては、前年比微増でとなっておりますが、引き続き患者満足度の向上や診療体制の充実に努めてまいります。

本年におきましても、旧病院の建物除却費や南館開院に係る経費、新本館・医療機器備品等に係る減価償却費など多額の費用が必要となりますが、施設基準の新たな取得などにより、収益の増収を図るとともに、新病院の効率的な維持管理などによる経常経費の見直しを進め、健全な病院経営と患者サービスの向上を図りながら、安心と信頼される病院を目指してまいります。

なお、病院改築事業につきましては、現在、増築・改修工事を進めております南館は、本年11月に供用を開始する予定であり、その後、旧病院解体、立体駐車場建設と進め、平成24年8月に全ての施設が完了する予定となっております。

社会保障制度につきましては、近年の雇用情勢等の悪化に伴う生活困窮者などの支援として、住居を失った方などに対する住宅手当の給付を引き続き実施するとともに、セーフティネットの相談窓口として関係機関との連携を十分に図り、相談・支援体制の充実に努めてまいります。

また、国民健康保険では、暫定処置として4万円を上乗せして42万円となっている出産育児一時金の支給額を、平成23年4月以降も継続することとし、出産費用の負担の軽減を図ってまいります。

さらに、高齢化が一層進展する中、介護保険制度の安定的な運営を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、高齢者の生活を地域で支えるため、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向け、平成24年度を初年度とする「第5期砂川市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいります。

基本目標3 「いきいきと学び豊かな心を育むまち」であります。

学校教育につきましては、本年4月から新学習指導要領による教育が実施され、小学校の教科書が新しくなることから、教師用教科書及び指導書を購入し、教職員の指導内容の統一を図るとともに、より質の高い授業を目指してまいります。

また、平成24年度から使用する中学校の教科書について協議を行う、教科用図書採択協議会を設置し、新しい教科書の採択を行ってまいります。

芸術・文化につきましては、交流や芸術・文化を通し、にぎわいと活力を創出する地域交流センター「ゆう」は、開設5年目を迎えますが、市民の皆さんのボランティアに支えられ、芸術文化鑑賞機会の充実や新しい文化の創造が進められておりますので、芸術文化団体の支援や施設の利活用を促進するなど、芸術文化発展の拠点づくりを進めてまいります。

基本目標4 「やすらぎと豊かさが広がる快適なまち」であります。

道路環境につきましては、幹線道路及び生活道路の整備を行い、未整備通りの改善の進め、快適で安全な道路環境づくりに努めてまいります。

住環境の整備につきましては、公営住宅の建替事業として、南吉野団地は昨年着工の継

続工事の2棟13戸が完成しますので、併せて道路改良及び駐車場造成工事を実施いたしますが、本年度をもって、6棟63戸の建替事業が完了となるものであります。

また、石山団地も同じく継続工事の1棟6戸が完成しますので、併せて駐車場造成工事を実施してまいります。

さらに、「すながわハートフル住まいの助成事業」による新築住宅建設・住宅購入及び住宅改修に対する助成を引き続き行い、まちなか居住の促進、良質な住宅ストックの形成と定住促進を図ってまいります。

上下水道につきましては、専用水道事業として北光袋地地域において、地下水を利用した給水を行っておりますが、安全な水道水を供給するために、今後、維持管理経費の増加が見込まれることとなりますので、西空知地区広域水道企業団からの給水へ切り替えを行い、安心して安定的な水道水の供給を行ってまいります。

なお、切り替えにより料金の差額が発生いたしますが、この差額について、補助をしてまいります。

また、下水道の整備では、雨水による浸水被害を防止するため、日の出地区の雨水管整備を進めるほか、経年による劣化が想定される下水道施設について、事故を未然に防止するため、点検・調査を実施するとともに、新たな計画的な改築・更新等に着手し、施設の長寿命化に取り組んでまいります。

さらに、公共下水道計画区域外での生活排水などを適正に処理し、生活の環境の整備を図るため、引き続き個別排水処理施設整備事業を実施してまいります。

基本目標5 「にぎわいと新たな活力を生み出すまち」であります。

農林業につきましては、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上などを目指す、農業者戸別所得補償制度が本格実施されることから、国、道及び地域協議会と更なる連携を図り、農業者の経営安定を支援する環境を整備してまいります。

また、農地・水保全管理支払交付金事業として、農村地域の環境整備等の地域共同活動を支援するほか、中山間地域における農業生産活動の継続の確保や農業水利施設の維持管理の支援により、農家の経済的負担の軽減及び洪水防止など、農業・農村の多面的機能の維持を図ってまいります。

さらに、森林整備では、森林の多面的機能が発揮されるよう、適切な整備の推進を図るため、作業道路等の維持管理に支援を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、中心市街地活性化のための基礎データとして、本年度も緊急雇用創出事業により、商店街に対する顧客アンケート調査、自動車交通量調査及び歩行者通行量調査等を実施することから、当該調査結果や過去2年間との比較分析・検証を含め、今後に向けた商店街利用促進のための効果的活用を図ってまいります。

また、市立病院及び地域交流センターの利用の市街地への回遊性を向上させるために、魅力と活力のある商店街づくりが重要でありますので、商店街活性化に向けた取り組みを

支援してまいります。

さらに、企業誘致では、関係機関と連携を図り、企業動向の迅速な情報収集を行うとともに、企業訪問において当市の優位性をPRするなど、積極的な誘致活動を展開してまいります。

労働環境につきましては、緊急雇用創出事業により、雇用・就業機会の創出を図るとともに、砂川地域通年雇用促進協議会へ参加し、資格取得講習や企業訪問、さらには相談窓口を設置するなど、季節労働者の通年雇用に向けた取り組みなどを引き続き進めてまいります。

基本目標6 「次代へつなぐ市民と共に歩むまち」であります。

行政運営につきましては、第6期総合計画に即した、砂川市における土地利用に関する指針となるものとして、総合計画と同一の計画期間とする「国土利用計画」の策定を行ってまいります。

財源の確保につきましては、収納環境の整備を図るため、本年4月より市税をコンビニストアで納付することができるようにいたします。これにより、納税者の利便性が飛躍的に高まり、収納率の向上を期待できるところであります。

広域行政運営につきましては、新たな広域連携の取り組みとして、歌志内市、奈井江町、上砂川町の1市2町で旅券事務の共同化を図り、本市窓口において旅券事業の受託処理を行ってまいります。

次に、一般会計予算について申し上げます。

平成23年度の予算は、105億300万円で、平成22年度予算と比較して、2.9%の減となっておりますが、これは骨格予算として編成したためによるものであります。

歳入については、

市税は、20億2,431万円で、前年度比1.8%の減。

地方交付税は、45億1,000万円で、前年度比1.8%の増。

国庫支出金は、10億9,515万円で、前年度比9.3%の減。

市債は、5億7,860万円で、前年度比29.7%の減、これらが、主な財源となっております。

歳出については、

人件費は、16億5,228万円で、前年度比0.2%の増。

補助費等は、10億84万円で、前年度比2.8%の増。

事業費は、4億2,734万円で、前年度比53.2%の減。

公債費は、19億1,701万円で、前年度比4.0%の減。

扶助費は、15億9,725万円で、前年度比2.3%の増となっております。

続いて、特別会計・企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、24億2,795万円で、前年度比4.8%の減。

下水道事業特別会計は、9億2,574万円で、前年度比2.6%の減。
介護保険特別会計は、16億5,439万円で、前年度比3.7%の増。
後期高齢者医療特別会計は、5億381万円で、前年度比0.1%の減。
病院事業会計は、158億6,664万円で、前年度比34.9%の減となっております。

なお、老人医療事業特別会計は、平成22年度末をもって廃止するものであります。

以上が、各会計の予算であります。全会計の総額は、318億8,153万円となり、前年度比21.9%の減となったところであります。

これからのまちづくりは、これまでの国の画一的な考え方に基づく行政運営から、地域主権改革により、権限移譲、補助金の一括交付金など進められ、地域が自らの判断で地域の課題解決に取り組むことになるものであります。

これまで、市民の参加を得、協働のまちづくりを進めてまいりましたが、人口減少・少子高齢化、地球温暖化対策などの多くの課題に対し、より一層、市民の皆さんと行政がともに信頼関係を築き、知恵を出し合い、協働して市民が望むまちづくりを進めるための、努力をしていかなければなりません。

私は、今期をもちまして3期12年間の市長職を退任することといたしました。

市民の皆さんと一体となり、ともに歩むまちづくりを進め、厳しい道のりではありましたが、市民の皆さんとの約束は果たすことができたものと思っております。

また、12年間の長きにわたり、議会と行政が両輪となって、市政運営をできましたことは、議員各位並びに市民の皆さんのご支援、ご協力の賜と深く感謝申し上げる次第であります。

最後になりましたが、先人のたゆまぬ努力によって築かれたふるさと砂川。年輪を重ね、新しい歴史が始まりますが、市民が主体となって、総意と熱意によるまちづくりを邁進され、小さくてもきらりと光るまちづくり、きらりと輝くまちであることを念願し、予算編成といたします。

◎日程第3 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第3、一般質問に入ります。

質問通告者は2名であります。

順次発言を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を行ってまいります。私は、今回は大きく3点についてお伺いをいたします。

まず、1点目、公務員の高齢期雇用についてであります。人事院は、平成25年からの公的年金支給開始年齢の引き上げを踏まえ、60歳以降無収入になる期間を生じる平成2

5年度からの公務員に対する高齢期雇用問題の最終報告を行い、現行60歳の定年を段階的に65歳まで引き上げる方針を示しています。公務員の高齢期雇用について伺います。まず、1点目は、人事院の最終報告が砂川市に及ぼす影響について伺います。2点目は、砂川市の再任用制度の活用の現状とこれまで退職した職員の雇用の状況についてをお伺いいたします。

大きな2点目は、市立病院についてであります。まず、1点目は、時間外玄関には階段があり、車いす用のスロープがありません。時間外で来られた車いすの患者さんへの対応を伺います。2点目に、多くの患者さんが来る市立病院ですから、窓口等でのクレームも多いと思います。クレーム対応は、だれがどこで行っているのかを伺います。

最後に、大きな3点目です。市立病院の外来待ち時間について伺います。病院経営にとって受診時の待ち時間解消は大きな要素です。昨年の12月議会で一般質問した際、病院も患者さんに不満が多いことは把握されていて、改善への方策も話していました。開院から4カ月が経過し、少し落ちついたところですが、これまで行われた待ち時間解消の改善への取り組みと現在における待ち時間の状況を伺います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 私のほうから大きな1についてご答弁申し上げます。

大きな1の（1）、人事院の最終報告が砂川市に及ぼす影響についてご答弁申し上げます。公務員の高齢期雇用問題につきましては、平成25年度以降、現在60歳から支給されている公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が65歳へと段階的に引き上げられることに伴い、60歳で定年退職しても年金支給開始までの間に無収入となる期間が発生することとなります。民間企業においては、既に定年年齢の65歳以上への段階的引き上げ、高年齢者が希望するときは定年後も引き続いて雇用する継続雇用制度の導入、または定年制度の廃止のいずれかの措置を行うことが法律によって義務づけられており、公務においても職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整備する必要があることから、人事院では平成19年9月から学識経験者を中心とする公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会を開催し、民間企業、各府省、職員団体からのヒアリングを含め、公務員の高齢期の雇用確保のあり方について幅広く検討が進められた結果、平成21年7月に最終報告が取りまとめられたところであります。最終報告では、65歳までの雇用を実現するとの国の高齢者雇用施策を踏まえ、組織活力と公務能力を確保するための方策、総給与費の増加を抑制するような給与制度上の措置などを講じながら、各府省において65歳までの雇用維持を実現可能とするための人事管理を具体化し、平成25年度から段階的に定年年齢を60歳から65歳に引き上げるべきことを基本とした提言がなされました。人事院は、最終報告を踏まえ、平成22年8月の給与勧告時の報告において、公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、公的年金の支

給開始年齢の引き上げにあわせて定年年齢を平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、65歳まで延長することが適当であるとの考えを示したところであります。また、平成22年12月に公表された高齢期雇用問題に関する検討状況の整備では、課題事項として若年層、中堅層のモチベーションの維持や管理職であった者の60歳以降の活用のための方策や組織活力の確保のあり方、さらに総給与費の増加を抑制する観点から高齢者層の給与抑制をどのように行うかなどといった課題が示されており、加えて定年延長の検討は一般国家公務員のみならず地方公務員等の働き方に幅広く影響するため、適切な制度設計に向け、慎重な検討が必要とされたところであります。

こうした中ご質問の砂川市に及ぼす影響といたしましては、定年延長に伴う給与制度の見直しについて、人事院勧告の中では民間企業においての60歳代前半の給与水準が月額30万円台半ばとなっている実情を踏まえ、検討すると報告されております。そうした給与抑制の措置がなされたとしても、新規採用者と比較すると高額となり、総給与費の増大となるものと考えられます。また、定年延長後の役職のあり方につきましても、人事の新陳代謝を図り、組織の活力を維持するため、一定の範囲の管理職を対象に当該管理職を離れることを内容とする役職定年制の導入も検討されておりますが、この点についても職員間の意思疎通が良好な関係のもとで行われるよう、役職定年後の職員の活用方策について検討する必要があると考えているところであり、定数管理上の観点からも新規採用者が抑制されることに伴い、職員の年齢構成にゆがみが生じるなどの影響が考えられるところであります。今後におきましても国家公務員における定年延長についての検討動向につきまして注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)、砂川市の任用制度の活用の現状とこれまで退職した職員の雇用状況についてご答弁申し上げます。前段の砂川市の再任用制度の活用の状況についてであります。砂川市では高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識、経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正にあわせ、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくため、一般職の職員の定年退職者等の再任用制度について条例を制定し、平成14年4月1日から施行しているものであります。再任用制度の活用につきましては、人事面による新陳代謝促進の観点から、事業を円滑に進めるために必要と市長が判断した場合に再任用職員を任用している状況にありますが、現在は市立病院改築事業を円滑に進める必要があるとの判断から、1名の建築技術職員を再任用職員として任用している現状にあります。

次に、後段のこれまで退職した職員の雇用状況についてであります。専門的技術、技能を必要とする部署及び行政経験を必要とする部署へ定年退職をした職員の一部職員を嘱託職員として委嘱し、配置しているところであります。現在砂川市には、平成23年2月末日現在で50名の嘱託職員がおりますが、そのうち市職員退職者は7名、全体の14%となっております。配置部署といたしましては、専門的技術、技能を必要とする部署へ5

名、行政経験を必要とする部署2名を嘱託職員として委嘱している状況にあります。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 私のほうから大きな2と3につきましてご答弁申し上げます。

まず、大きな2、市立病院についての（1）、時間外で来られた車いすの患者さんへの対応であります。新病院の設計においては計画地周辺で過去に大きな水害を経験していることから、その対策として前面道路から1階の床を上げることで床下の冠水を防ぐ処置を講じております。ご指摘のあった時間外出入り口につきましては、前面歩道と出入り口の段差が63センチメートルとなっております。バリアフリー対応では、前面歩道とスロープで連携する場合には高低差の約20倍の距離13メートルが必要となりますが、現敷地では歩道幅が約3メートルしかないことから設置ができない状況にあります。このような立地条件のもとで時間外出入り口の利用方法を検討いたしました。1つ目は、正面玄関前の駐車場から時間外出入り口まで雨、雪などの対策として屋根をつけた通路を設け、安全に出入りできるようにしたところでありました。2つ目として、正面玄関にインターホンを設置し、守衛室と連絡をとれるよう対応を図ったところでありました。こうした中この冬は積雪量も少なかったこともありますが、冬期間において南側通路の使用に支障がなかったところでありました。また、車いすの方が乗用車等で時間外出入り口に直接来られた場合につきましては、付き添いの方などが時間外玄関に入っていただき、守衛に声をかけてくだされば、南に面した救急車出口を利用して車いすで入っていただくことも可能となっております。これらの方法等の周知がまだまだ徹底していないことも考えられますので、今後の周知方法について再度検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

大きな2の（2）、クレーム対応はだれがどこで行っているのかについてご答弁申し上げます。医療は、サービス業に位置づけられるという考え方により、一般サービス業が顧客満足度の向上を目指すと同様に、患者さんの要望にこたえ、患者満足度を向上させることが重要であることは言うまでもなく、患者さんの最大の満足は期待どおりの治療を受けて十分な結果を得られることにあると考えております。当院に寄せられるクレームについては、当院のことを思ってくれている患者さんからのご意見と受けとめており、その対応につきましては危機管理の一つのプロセスという位置づけとして考えております。また、患者さんからのご意見に対する対応につきましても不満を解消することがサービスの改善につながり、さらに満足度の向上へつながるものと考えております。

ご質問のクレーム対応につきましては、院内に設置しておりますご意見箱でのご意見は医事課で集約し、各部署で迅速に対応しており、また直接窓口でいただくご意見の中で診療等患者さんにかかわることにつきましては医事課や地域医療連携室が、施設、設備等につきましては管理課が窓口となっております。また、内容によっては部署を問わず病院全

体で協議し、対応を図っているところであります。また、クレーム対応についてどこで行っているかではありますが、医事課や地域医療連携室が対応する場合は総合受付横にあります相談室や地域医療連携室内の相談室を使用し、時には待合ホール等にて直接伺うこと、管理課が対応する場合につきましては管理課内や現場で対応しているところであります。今後も患者さんの発信するメッセージを切実に受けとめ、病院全体で患者さんがご意見を伝えやすい環境を整え、病院理念に基づいた医療の提供をできるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、大きな3、市立病院の外来待ち時間についてご答弁申し上げます。ご質問の待ち時間解消の改善への取り組みについてであります。当院は急性期病院として医療連携の推進により、地域のかかりつけ医とそれぞれ持っている機能を分担し、かかりつけ医に患者さんを診察していただくことにより、待ち時間短縮を図っているところであります。また、院内においては、診療全体の流れをスムーズに行うことや混雑時の受け付けにおいて応援体制を整え、短縮を図っているところであります。電子カルテシステムなど新システムの導入や診察時間、検査対応などから大きな待ち時間短縮には至っていない状況であります。特に患者さんが多い診療科では、外来を担当する医師数が十分でないことから、診療までの待ち時間が長くなり、ご迷惑をおかけしているところであります。このため、少しでも待ち時間のストレス解消となるよう、各ブロックにおける受け付け体制の迅速な対応や検査等の結果が出るまで少々時間がかかる旨を患者さんに丁寧に説明することを心がけるよう指導しているところであります。また、待ち時間を利用して自由に本やパンフレット等を読んでもらえるよう、1階ラウンジにあります図書室も開放したところがあります。現在は、診察順番のディスプレイ表示方法につきまして、今現在の表示人数枠をふやし、診察までの順番待ちがわかる表示やコメント表示などについて医師等からも意見を吸い上げるなどして検討を進めているところであります。今後においても患者満足度調査を実施しながら、病院の大きな課題である待ち時間対策について十分に検討を重ねていくとともに、南館完成時の受け付け方法、患者動線等についてもあわせて検討しなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長 北谷文夫君 休憩中の本会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

○小黒 弘議員 それでは、一問一答ですので、まず大きな1番、公務員の高齢期雇用についてからお伺いをしたいと思います。

今総務部長のお話でもありましたのですけれども、私最初にこれを質問しようと思った

のは、道新の記事で民間も同じように定年後の継続雇用がもちろん改正高齢法というのですか、によって民間のほうはもういち早く行われているのだが、なかなか企業側のほうがそのとおりにしていないという記事がありまして、年金が少なくなっているのだけれども、国が言うように、雇用がそのまんま延長されていないというような記事がありました。公務員のほうはどうかというふうに調べていったのですけれども、先ほどご答弁があったように、人事院がもう既に平成25年度から段階的に65歳まで引き上げていくというようなことを最終報告をしたと。これまで給料や、それから期末手当なんか人事院勧告のことというのは、もうそのまんまストレートに入ってきているものですから、ああ、もうこれは決まりだなと、私はこう感覚的には思うのです。ただ、まだはっきりと決まったことではないようなお話でもあったのですけれども、これって意外と大変だなというふうに思うのです、人ごとながらなのですけれども。市長は、先ほど予算編成の中で、いや、もう私は今期で終わりですというようなお話もありましたし、もっとも職員ではいらっしゃらないのですけれども、ここにいらっしゃる大体の部長の方々はこちらにかかってくる年代の方々かなというふうに思うのです。先ほど答弁された総務部長も27年ですか、退職は。となると、確実にその1歳か2歳延びていくというようなことがこのまんま決まっていけば、そうなるのかというふうに思います。職員の皆さんのちょっと名簿を調べていくと、意外とこの25年から始まる定年制の部分、25年、26年、27年に退職を迎える方々は4人、5人とそれぞれの年度で多いのです。これ3年間続くと、もう30人は、30人ではないか、15人から20人の皆さんは今までであれば60歳で定年退職されている方がそのまんまいらっしゃる状況になるということになるのです。どんどん、どんどんそれが繰り返されていくということになってくると、これ定数の関係からしても一体どうなってしまうのかなというふうにも思うのです。砂川市では、条例をちゃんと定数で、条例で定数を定めていますから、つまりそうなる若い人たち、新規採用の人たちを少なくしていくしかないのかなというようなことまで私は考えてしまうのですけれども、その辺というのは現実的に一体どうなのかという点を、はっきりしないといいながらも、これ人事院が最終報告しているような内容ですから、お答えをいただければと思うのですけれども。

あわせて、2番目の再任用制度の関係なのですが、こちら以前私も議員でいまして、その再任用制度の条例を可決をしたときにいろいろ議論をしたことがあったのですが、こちらだんだん定年退職、あるいは2階部分というのですか、の年金が65歳でないともらえなくなるというようなことも多分あわせて再任用制度というのが条例化までされたと思うのですけれども、今の内容で、いや、答弁でいきますと、まだ1人しかこの再任用制度では任用といったらいいのですか、されていないということなのでも、何でもわざわざ条例までつくってやった定年してもまだ働けるよというようなことがまだ1人しかなくなっていないという、これ不思議だなというふうに思うのですけれども、この要因という

のは一体どこにあるのかをお伺いします。

それから、退職した職員の雇用の状況ということをお伺いしたのですが、今お答えになったのは市の庁舎内での嘱託職員という数だと思うのですが、それ以外に民間と言ったら変ですけども、特に砂川市が補助金なり助成金なりを出している団体というのがあると思うのですが、私ふっと思ひ浮かべるだけでも結構主なるそういう団体には市のOBの方々がやっているなというふうにすると思うのですが、その辺の数もわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 3点ほど質問がございました。順次ご答弁申し上げますが、最初に公務員の定年延長に伴ってだんだん高齢職員がたまっていくと、職員が入っていかないというような状況になるのではないかとということでございますが、今人事院で考えられているものは3年たつと1歳ずつ上げていくということで、25年度の退職者から適用ということになります。25年度の退職者は、60歳で本来定年退職ですけども、1歳延びますので、61歳で退職ということになりますから、26年度末に退職、26年度末に退職予定だった者、60歳は27年度末ということで、1歳その年度の方は上がることになります。ということは、定年退職日が1年ずつ延びます。その次、27年度に退職する方は、27年度、28年度は62歳になりますから、2年延びるということになります。段階的に2年たつてまた1つ上がるという形で今考えられているところでありますけれども、その間延長された部分で例えば25年度に退職する予定だった方が26年度になりますから、退職者がいないということになりますから、その分仮にこれまで行っている退職者分補充するという考え方であれば、25年度については退職者がゼロですから、採用はありませんけれども、25年度の退職者が26年度末に退職ということになると、その分だけ採用できるという形になろうかなというふうに思ひます。これは、表にして考えてみますと、大体2年、間置いたごとに退職しないという職員が出てくると。段階的に1歳ずつ上がっていくということの中では、そういう現象が、退職者なしという年が2年置きに発生してくるという状況がありますから、退職者がいるときは補充ができるのかなというふうに考えているところであります。

それから、再任用の条例が平成14年4月1日から施行されておりますが、再任用されていないのではないかとというようなお話であります。この再任用の当時の状況では、共済分の、私たちが入っている共済分の給与比例部分といいますか、基礎年金部分と給与比例部分と2階建てに大きくなっていますけれども、平成14年から基礎年金部分が65歳でないともらえないということが方針が出されて、再任用制度でそれを救っていくというような状況がありましたけれども、共済のほうでは60歳からまだ出るという制度がずっと残っておりまして、そのような制度がまだ残っている中では再任用を行ってこなかった、またなおかつ人事面での新陳代謝を促進するというようなことから、再任用は退職者

すべてが適用ということではなくて、市長が特に定めた、認めたと、必要だという判断に立った者を限って任用しているという制度でありますし、そういった大きく2つの理由から積極的に再任用ということは取り入れてこなかったということでございます。

それから、退職職員、先ほどは庁舎内の嘱託職員のお話をいたしましたけれども、言われております部分につきましては多分、広域的団体というのは大体砂川市内には8つほど団体があります。商工会議所だとか、社会福祉協議会、観光協会、町内会連合会、シルバー人材センター、子どもの国協会、それから砂川福祉会、NPO法人ゆうなどにもと退職した人が行っておりますけれども、これらについては各団体の長から行政出身者の情報提供という依頼がありまして、情報を提供しているものでありまして、砂川市がかかわっているというものではありません。市のほうで採用を要請したり、あっせんしたりというようなことはしておりませんので、その点はお間違えのないようお願いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今そういうお話がありました。さっき民間の話、記事をちょっと言ったのですけれども、民間的な考え方でいくと、いや、公務員の皆さんはやっぱり恵まれているなというふうな思いというのはどうしてもあるのです。それは、もう砂川市内だって給与の格差だけでは話ではなくて、こういう話が出てくると、ああ、1歳ずつとどんどん、どんどん65歳までいけるのだなみたいなことが、これはどうしても出てくるのは間違いないだろうというふうに思うのです。それで、再任用の関係は、これ市長が特に認めたとということで、では今まで採用なかったのは認められる人が余り少なかったのかなと、余りいい表現ではないなというふうには思うのですけれども、もう一つはやっぱり今総務部長がおっしゃったとおりであるならば、誤解されているかなというのが、つまり公益的な団体に、僕は議員になってからは民間の方がその役職というか、さっき言った商工会議所とか観光協会とか、そういうところに民間の人が行ったのを見たことないわけです。もうほとんど市のOBの人がここで、この4月で定年退職したといたら、大体行かれているような状況が見られるので、これは何かもうちゃんとそこは市のOBのポストになっているのかなというふうに私は今まで思いもしていましたし、まちの声も大体そういう声で、でも各それぞれの長から情報提供があって、ぜひというようなことでもあったような今お話だったので、そこのところははっきりとさらにお話しただければと思うのですけれども、その辺のところというのは一体どうなったのでしょうか。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 公益的な団体へのかつての市職員、OBが行っているという部分で非常に誤解を招いているような嫌いが実はございます。私どもは、決してだれだれをどこの部署に入れてほしいというようなことは言ったことはございません。逆にあえて市の行政マン、かつての行政マンを使うよりは民間人からそれぞれ適任者を探して入れてくださいという実はお話ししております。そういう状況でそれなりのもし必要があ

れば、市から補助もいたしますというようなお話も実はしております。しかし、なかなか民間から適材な、適材適所の人材がいらっしやらないというようなことがあって、先ほど総務部長が答弁したように、それぞれの団体の長から行政OB、これを紹介一応はしているということで、あと紹介をしているだけであって、その交渉については本人とその団体との協議の中でそれぞれ決まっているというような状況でございます。そんなようなことから、今後も行政があっせんするというようなことは一切ございません。そんなことで誤解のないようによくお願いを申し上げたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ちょっと質問があっちいたりこっちいたりしてしまっているのですけれども、先ほどの定年延長の関係ですけれども、これ普通でいくと今まで部長でいらした方が定年延長になったときにこれどうなるのかということなのですけれども、部長のまんままでいるのか、あるいはこれがまた平にいつてしまつて違う部署に行ったりなんかすると、またこれ若い人たちも大変でしょうね。今まで命令していた人たちが、指示をしていた人が今度指示をされるというような状況がなってくるとなると、これはもう組織の中の話だから、余り僕がどうのこうの言う話でもないのですけれども、思っただけでもえらい大変そうなこれ、ことが起こるのだなというふうに思っているのですけれども、ただ私として一番問題なのは、そうなって高齢期の給与が高い人たちがそのまんま残つて、さっき言ったけれども、新しい人材は定年退職にならないときは入れないとなってくると、非常に組織全体が高齢化していく、若いアイデア、若いエネルギーなんていうのがだんだん、だんだん薄まつていくような気もしないでもないもので、その辺のところというのはどんなふうにか、これから考えていこうとされているのかぐらいの話はしていただいていいかなというふうに思うのです。まず1点、その点。

それから、先ほどのこれは大いに誤解だと、私の外部団体の問題ですけれども、だとすればもう少し誤解を解くような方法をぜひしていただきたいと思うのは、これ公募も何もされないのです。特に僕が何をここで言いたいかといつたら、市から補助金入れたり、助成金を入れている団体に限つて言います。民間の普通の会社に行かれるのは、僕は何も何も言いません。ただ、補助金が入つているような団体については、市のほうもやっぱりそれなりの責任があるわけです。税金使つて、そこに補助金なんか入れるわけですから、そういうところはせめて1回公募ぐらいして、もしかしたらよそのまちからでもまた違う有能な人たちが来るかもしれない。それもないまんまでもうそこにいてしまつているものですから、その長から副市長言われたとおりのいろいろ言われているのかもしれないけれども、それつて外に見える話ではないものですから、つついそういう何か話がいろいろ、いや、市のOBの人つていいよねみたいな話になるのも、これお互いに余りいいことではないと思うので、何かその誤解を解かれていかれるようなことを考えられたらどうかなど。それは、まず1回公募するというのも手かなというふうに思っているのです。特にこうい

う65歳まで定年延長なんていうものがこれからどんどん、どんどんはつきりと出てくれば出てくるほどそういう民間と、民と官との感情の開きというのは出てくるような気もしないでもないで、少しその辺を意識されたらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 まず、前段の定年延長に伴う給与制度の関係ですとか、身分の関係のお話でございますけれども、当然部長職でやめられた方、課長職でやめられた方、そのまま移行するというような場合もあるのかもしれませんが。これは、詳細な部分については運用の中でこれは凶られるというような状況になるかと思えます。ただ、人事院で言っている部分については、職務ですとか職責を基本としながら、さらに民間の給与水準を踏まえて、そしてさらに総給与費を抑制すると、こういう視点、観点がございませぬ。そんな関係で部長職でいたから部長職というような部分だけでなく、部長職でいたからあえて結局部長職でなくて例えば課長補佐ですとか係長ですとか、そういう部分もあり得るのかなというふうに考えます。そうしないと、ある意味では結局高齢者の給料の高い部分が残って、残った、残ったと言ったら失礼ですけども、60歳以前の職員のモチベーションにもかかわってくる、それからその職場内での人間関係にもかかわってくるというような部分がございます。そんな関係がありますので、ここら辺についてははまだ人事院の最大の課題、これからの検討、具体的な検討を進めていく上での課題でもあろうかと思えますし、またこれが国家公務員だけでなく、地方公務員に適用されるというような状況があれば、これはそれぞれの地方自治体の課題でもあるというような状況の中から国家公務員、要するに人事院の方向を横目でにらみながら、私どももそれぞれ検討を加えていくと、こういうような形になろうかと思えます。

それから、もう一点、公益的団体へのそれぞれOBが就職をするというような部分、これは言われるとおりそれぞれ公募という方法もあろうかと思えます。ただ、これは私どもで紹介を、OBを紹介するというだけでございますから、私のほうで公募をせとかなんとかということにもなかなかなってきません。ただ、しかしこれらの紹介する段階で一つのアドバイスとして公募という部分も一つにはあり得るよと、こんなようなことも一つにはアドバイスとして申し上げてまいりたいなというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 1点目は、大体わかりましたので、終わります。

2点目の市立病院の関係にいくのですけれども、玄関、時間外玄関の関係ですけれども、今の答弁でいくと、それでいいかなというふうには思うのですけれども、実は僕は何件か違う話を聞いています。何を聞いているかといいますと、時間外に行った、行ったら、車いすを押して行って時間外の受付行ったのです。そしたら、そこの方に正面玄関に回ってくださいと言われた。これさっきの話とちょっと違うのですけれども、いや、これはやっ

ぱり大変だと思うのです。防水や災害の関係からスロープをなかなか直角に、直角って真っすぐつけていくのは難しいということはあるにしても、時間外の玄関に車いすが対応できない今の状況というのは、これはちょっとよくない、なさ過ぎるというふうに思いますし、仮にさっき言ったように、さっき局長が言われたように、救急車の出るシャッターがすぐ隣にあるのです。あれをあければ、車いすすっと入っていけるのです。そういうことはどこにもわからないし、その受付の方も僕が聞いている何件かの方々はそうは言われていないので、まさにちゃんと徹底されていないのかなというふうに思うのです。局長が言うように、受付の人がそのシャッターをあけてさえくれば、そこからすっと入っていけるわけだから、何も問題ないのだけれども、もしそれができるのであれば、それは対応の仕方だけの問題ですから、これはぜひそういうふうにしてほしいということです。ただ、きのうもちょっと行ってきたのですけれども、正面玄関のインターホンってどこかなと思ったら、本当に僕の自宅にあるような小さなインターホンなのです。これを直接行って押していいものなのかどうかと非常に迷いますね、あれ。仮に正面玄関から車いすで入って行って時間外でもいいよと、車いす用の駐車場に置いて、車いすを押して正面玄関来た、正面玄関にインターホンがある、インターホンあるけれども、壁とおしゃれに同じ色なのです。何の表示もないのです。時間外の人がこれを押していいかどうかというのは、相当迷うと思います。そういう意味からすれば、時間外はやっぱり時間外で緊急で行ったりとか、もうどうしようもなく時間外で行くわけですから、みんな急いでいるし、焦っているし、そういうときに幾らかでもわかりやすいような方法、でも一番は時間外に行ったときの対応の仕方だと、これしかないのかなと、最終的にはそう思うのですが、仮に周知の方法がもしあるのだとすれば、なるべくそういう周知の方法をしていただければいいかなというふうに思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 まず、時間外の受付の対応ということで、多少行き違いがあったのかなというふうにも思います。ただ、現実的に救急、正面玄関からインターホン使われて正面玄関から入った方も数名伺っておりますし、もう一つ、救急でかかる方が事前に救急外来のほうに電話入れるケースも結構ございます。その中でその状態によっては車で行きたいだとか、それから車いす、それから状態が歩ける、歩けないというお話しされる方もおりますので、そういう場合につきましては看護婦のほうから救急、守衛室のほうに連絡行きまして正面あけるとか、それから救急車出入り口を使用するというのも数件あったというふうに伺っております。いずれにしても、この辺については周知についてはきちっとしていかなければなりませんし、先ほどの非常にインターホンが見づらいということもありますので、これについては表示等も含めて十分に検討していきたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ちょっと質問の仕方を間違えました。済みません。それで、2番目の関係なのですけれども、要するにクレームの関係も一緒にさっき質問してしまわなければいけなかったのですけれども、ごめんなさい。クレーム、僕が言うクレームというのは、そんなご意見とかそういうものではないです。文句というやつです。最近要するにやっぱりこれ余りいい言葉ではないけれども、クレマーと言われる人たちもいて、たまに窓口なんかで大きい声出されているということもあるのです。ただ、こういうときに、ではだれが対応しているのかというと、窓口の人が対応しているという感じなのです。前にも言ったのですけれども、今の病院って職員みんな壁の中に入ってしまったのです。以前だったら、ガラス窓だったから、何か怒っているなといったら、必ず何か医事課の課長なり係長なりがずっと出てきてとか、違う場所に連れて行ってではなくて、行ってもらって話をしているような状況が見えたのですけれども、今は窓口の前にいる人たちというのはニチイの人たちか、あるいは銀行の人たちか、外来の待合行ってもやっぱり事務の方、事務といったって正職員の人たちではない人たちがいるわけです。この人たちにきついクレームの処理をしろといっても、なかなかきついただろうなと思うのですけれども、この辺現実になんかどうなっているのですか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 クレーム等につきましては、それぞれ受けた方がそこで対応と、ただ内容によりましては連絡を受けまして職員が対応していることもございます。ただ、一般的に原課で非常に大きな声出されりする方もいますので、医事課の総合受付の横には一応そういう相談室もございますし、その中でお話聞くこともございます。それから、さらに図書室の横にですけれども、ここにも相談できる箇所が何方所かございますので、そこを活用しながらそういう対応図っているというのが現状でございます。ただ、中にはその場で対応しているということも結構ありますから、ただもう一つは基本的に大きなクレームにつきましてはやはり職員が対応しなくてはいけないということで職員が対応していることもございますし、ただその場にたまたまいないという、そのときの委託会社の方だけで対応しているということも多少あるというふうには伺っております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 外で見ても、クレームを聞いているだけでも嫌というのは、もう絶対ありますよね。それ今1つお伺いしたいのは、例えば総合受付でいいのですけれども、何か起こっているときに、その壁の後ろにいる医事課の職員はそこで何かが起こっているということをどうやって把握できますか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 原則、総合案内のところには、総合受付のところにはドアが2つございます。ですから、非常時というか、そういう問題あったときは当然受けた方が内部に入りまして、それぞれの所管の担当者に連絡するというような体制にしてお

りますけれども、なかなか表で、壁1枚の中で外で直接起こっていることがなかなか中には伝わらない状況も、それは当然あるというふうに思っていますけれども。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 見えていないのです。職員には外で起こっていることが見えていないのです。僕がこうやって見ても、テレビカメラ何ひとつあるわけでもないし、例えば窓口の人が何か起こった助けてと、助けてって変な話だけれども、ブザーの一つでもあれば、職員は気がつくはずです。でも、そういう施設ってありますか、今。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 現実にブザー等の設置、そういうものはつけておりません。ただ、必要に応じては、各部署に電話もありますし、直接今申し上げましたとおりそれぞれの部屋に入ってこれますので、そういう対応図っているのが現状でございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 やっぱり早い対応をどうやってできるかということは、大事だなというふうに思うのです。特に病院はホスピタリティーとって、もう本当にサービス業の最たるものだというふうに私は思っていますから、やっぱりもう体悪くて病院に来るわけです。そこで何か大きな声聞かされて、対応が困っているような、そういう状況というのはやっぱり見ない、見ないほうがいいなというふうに思いますし、一回怒り始めたら余計怒りますから、だからそれなりにちゃんとした対応できれば、僕はいいのではないかなというふうに思うのですけれども、これって職員だけで対応できるのかどうかなのですけれども、仮に僕はその、そういうクレームを処理する人って上手な方っていると思うのです。そういう方を一度ちょっと相談に乗ってもらおうとか、あるいはもっと極端に言えば、嘱託あたりで雇ってみるとか、そんなような考え方というのは全然ないのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 最近の医療では、いわゆる暴力的な、言動も含めまして、そういう行為でクレーマーが多いということで、ある程度の病院ではそういう専門の方を雇っているところもございます。それから、弁護士、それからいわゆる警察のOBだとか、そういうことを配置しながら、法に詳しい方を配置しながら対応している病院も幾つか見られます。当然うちの当院といたしましてもそういうことは現実に今後考えていかなくてはならないかなというふうに思っていますけれども、いずれにしてもまず職員がしっかりその辺をわきまえた対応をまず図るということを今前提で考えておりますし、それに応じて今の医療状況見ながら、またそういうことも含めて検討はしていきたいなというふうには考えております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 シャベる時間30分なので、最後に市立病院の外来待ち時間のことをお

伺います。これ12月にも聞いたのですけれども、残念ながら先ほどの答弁、12月とほとんど同じで、僕があえてここに改善の方策についてどうなったでしょうというふうに聞いているのですけれども、こちらのほうは何か具体的な動き方というのはされたのかどうか、まず聞かせてください。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 昨年の12月議会でご指摘いろいろありまして、その間現行のディスプレイの見直し、いわゆる表示されている人数の問題だとか、それからコメントを出せるのかどうかということも検討してまいりました。さらに、大きく予約につきましても現状、昨年度比になりますけれども、昨年同時期につきましては大体60%の予約率でありましたのが現状80%ぐらい超えています。といいますのは、当然こうなればやはり30分で何人診れるかということも医者に伺いまして、そういうふうな意味ではちょっと改善を図ってきたところです。当然以前は30分で10人ぐらいということで予約をとっていたものを今五、六名、中によっては医者によって違いはありますけれども、3名だとか、そういうことを対策してきたという経過でございます。さらに、一応検査の流れだとか、それから動線についていろいろと検討してきて、まだ大きな結果は出ておりませんが、そういうことは踏まえて検討したというような状況でございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そのディスプレイの検討した結果はどうなったのですか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 現行のディスプレイを使いますと、どうしても患者、表示される方を多くしますと文字が小さいだとか、さらにコメントを入れますとまたさらに小さくなるか、いろんな協議もあります。ただ、何人程度載せるべきかということ、各ドクターにも一応それぞれ意見がございまして、それらも含めてまだ最終的には結論出しておりませんが、ディスプレイが小さければ大きいものにかえるだとか、そういうことも考えていかななくてはいけないということで、現段階でも一応協議している段階でございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先日滝川の市立病院に見学に行ってきたのですけれども、そこのディスプレイを見てきました。あっ、これいいなと思ったのですけれども、それは何がいいかというと、番号のこの右横に何十分おくれというのが表示されていたのです。こういうことってうちの病院のディスプレイでもできるのですか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 システム的には可能というふうに伺っております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 きのも実はきょう一般質問するので、病院に行ってきました。そして

ら、僕の顔見るなり、小黑さんって話になったのですけれども、私は9時半からきょう内科に来ました。僕が議会終わって行ったのです。ですから、2時過ぎです。まだ診れて、診てもらえていないと言われたのですけれども、やっぱり全然変わっていないのかなというふうに思うのです。ただ、その人は知恵が働いたのです。どういうふうにしたかといいますと、その外来の方に聞いたのですって、あとどのくらいかかるのだと。いや、まだ大分かかりますよと言われたと言うのです。それで、たまたま家が近いものですから、家に一回帰った。帰ってお昼過ぎてそろそろ大丈夫かなと思って帰ってきたけれども、いや、まだだ。でも、一回帰れたのです、その人。でも、私は家近いから帰れたのだけれども、これ遠くから来た人だったら、ここにいるしかないよねという話になったのです。それで、今その待ち時間で何が一番つらいかといったら、そこにいないとだめなのです。さっき事務局長言ったけれども、本も図書室も開放したし、ラウンジもあると言うけれども、外来で受け付けしたら、いつ呼ばれるかわからないから、そこにずっといるのです。こういう話が1つある。たまたま行ったのですって、食事に、おなか減ってしまったから。そして、その間に番号呼ばれた。そして、えらく怒られたそうです。何でここにいないのですかと言われたと。こうなってしまうと、やっぱりずっとそこにいるしかないわけです。これつらいです。今の話だったら、3時間、4時間の話です。だから、もしもディスプレイに、滝川市立病院、30分待ちという表示の見本でした。うちだと多分それを出したとすれば、2時間、3時間待ちというふうになるかもしれない。かもしれないけれども、その時間がもしあるのだったら、ではちょっと買い物、近所行ってくるかとか、それこそ本でも読んでみようかとか、コーヒー飲んでみるかとかという時間の過ごし方はできるかもしれません。この辺のところというのは、お医者さんとのいろんな関係でそんなふうなやり方ってできそうなのか、できそうではないのかをお聞かせください。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 当然待ち時間の表示ということになりますと、患者さんの動向をやっぱり一番把握している医師、もしくは看護師がそれぞれその時間帯を見て、状況見て登録して表示するというふうに一応考えます。ですから、これについても十分また話し合い、協議しなくてはいけないと思いますけれども、それが可能かどうかはこれからもちょっと検討はしてみたいなと思います。ただ、隣のまちの病院としては、やっぱりモデルとして数字出ただけで、先ほど言われましたように、2時間待ち、3時間、それは本当に診療の内容によって大きく変わってくるというふうに理解していますので、極端に言えば、長い時間お待ちくださいというのが果たして正直いいのかどうか、それらも含めて検討はしていきたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 ただ、現実に長く待つのなら、それを表示するしかないではないですか。これを、いや、それちょっと見場が悪いとかという問題ではないのです、もう今。この今

うちの市立病院のこの待ち時間、これ四、五時間もし仮に待たされるのならば、札幌行ってしまったほうがいいかという人、現実にはいますから、それは何かもったいないなというふうにも思いますので、やっぱり緊急、それからいい対応しなければいけないなというふうに思います。それから、医者が少ないからというお話もあったのですが、いや、それが患者さんがたくさんふえてお医者さんが足りなくてやっぱり待つのだというのなら、僕もある程度納得できるのですが、ちょっと調べたのです。特に込み合い方が激しいという内科の関係なのなのですが、10月は開院前と開院後で比べますと1,000人減っているのです。患者さんが減っているのです、外来の。この年は、この月は新本館が開院したばかりだから、減っているのはそうかなと思うのですが、今度12月ですけれども、開院前が4,400、約4,500だったのが開院後が3,700人に減っているのです。この1月ですけれども、こちらは若干、若干ふえていますけれども、そういう意味でいうと、どうも患者さんがあふれてしまっていて大変な状況になっているから、待ち時間ということではないようなのです。この辺の原因って一体何だと思われるのでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 総体的に延べ患者数が減っているというようなご指摘でございます。ただ、これについては、一定している患者さん、それから初診が多くなれば当然また時間がかかるということも考えられますし、全体的に減ったとしても、やはり各先生たちが診療する時間が多少長くなっているのかなという部分もございます。これは、十分な説明が必要になっておりますし、先ほど……失礼しました。そういうこと踏まえて、調査は正直しなくてはいけないと思いますけれども、ただ患者さんの動向ということになれば、ちょっと事務的に判断つかない部分ありますけれども、先ほど予約の患者さんの数字申しあげましたけれども、実際ある程度予約制の患者さんを減らした中で十分な説明していくという手もいろいろ考えて、その結果として逆に言えば時間が延びている部分も多少あるというふうには一応考えます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大変だ、大変だばかり言っても、新しい病院大変なので、さっき言ったように、もしどうしても砂川市立病院今の体制でいったら待たなければならぬのだとすれば、待ち方を工夫しましょう。そういうふうにしていかないと、本当にさらに患者さん減っていったら本当に困りますので、もし待ち時間が長いとどういう影響を受けるかという、例えばもう老老介護でどうしても病院に通ってこなければならぬときに有償ボランティア頼む場合があるのです。これ大体1時間700円ぐらいかかってしまうのです。そうなったときに、その待ち時間がそのままその患者さんの実費になっていってしまうのです。こういうやっぱり大変なことを思われている方々もいらっしゃいますので、できれば僕はその、もうちょっと時間あるので、もし、新聞で前読んだのですが、

さっきの待ち時間の問題、その待っている間のことなのですからけれども、ある病院ではポケベルなのだか、ピッチというのですか、それを持ってそこにかかってくれば、あと何分ぐらいだから帰ってこれるとかというようなことをやっている病院もあるというのですけれども、砂川の市立でもしそういうことやるといったら、どんなふうになるのでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 ベルを持たせて実際にやっているいわゆる個人病院もございまして、そういう意味では待ち時間解消ということ図られているということも一応ネットに載ったりいろいろしています。ただ、現状を考えると、約、毎日約1,000人ほどの患者さんが受診されておりますし、それからさらには1人で複数科かかる方もございます。そういった意味では、これだけの数がある程度そろえるということは非常に難しいと、その管理も含めて非常に難しいかなというふうには一応考えます。そういった意味で我々としてはポケベルも一時考えましたけれども、非常にこれはちょっと対応について非常に支障が来すということも考えておりました。ただ、あとほかに待ち時間対策としては、いわゆる過去に設置しておりましたメディネットを設置、いわゆる情報伝達できるシステムを壁にかけて、そういうことでちょっと待ち時間を安らいでもらうというか、いてもらうとか、それからテレビを設置してどうなのかなとか、そういうことも踏まえていろいろと検討してまいりましたけれども、まだそれについてはちょっと結論至っていないという状況でございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 いや、いろいろアイデアは今出ていると思うのですけれども、それって何でその結論に至らないのでしょうか。何が障害になるのですか。どうも僕はよくわからないのですけれども、こうしていったらいいのではないかというのは今局長の口からは出てくるのです。この前の12月の議会でもそうでした。どうしてそういうふうに少しでもいいから変わっていくようにはならないのでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 それぞれのシステム、それからテレビも含めたら、いわゆるどこに置く、場所の設置箇所だとか、施設的なことも絡みますし、音の問題も出てきます。当然音大きくなりますと、呼び出しが聞こえないとか、そういう問題も発生しますから、いろんな方面から一応対策をした案は出ておりますけれども、それを現実、それをもしかするとしたら、またいろんな問題も出るだろうということでまだ結論至っていない部分も多々あるというようなことでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 やりましょう、早く。難しい話ではないでしょう。音がうるさいのだったら、小さくするか消音にしたっていいわけです。家でテレビ見ているわけではないのだから、ちゃんと聞こえていなくてもいい。ただ、ただ待っているだけではない、何か1つ

の方法、2つの方法が早く提供してあげなかったらば、やっぱり患者さんがどんどん逃げていってしまうのではないかというふうに私は思いますけれども、局長はそう思いませんか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 いずれにしても、病院にとって待ち時間対策というのは非常に大きな問題でございます。我々も十分それについては認識しておりますし、当然医者との協力も踏まえて、それらの先ほど申し上げました件も踏まえて今後も十分検討していきたいと。ただ、できるものについては、早急にやっていかななくてはならないという認識に立っておりますので、その辺でご理解賜りたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、確認をしますけれども、例えばディスプレイの関係ですけれども、今これぐらいしかないかなと思うのですけれども、ディスプレイでおくれの時間を表示することができるかどうか、する気があるかないかどうか。それから、もしもディスプレイの中でまちの情報や何か、例えばイベント情報とか、どういう市の情報でも病院の情報でもいいです、そういうのがたまに、前の病院のときありましたよね。受付のところでもそういうたしかモニターがあったと思うのですけれども、そういうのも新しい病院なくなりましたけれども、そういうようなこともやっぱり気分を変えていく一つの要素としては今すぐできることではないかなというふうに思うのですけれども、この辺のことというのはすぐできそうな私は気がしますけれども、事務局長はどう思いますか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 ディスプレー、それからメディネットシステムという問題でございますけれども、それはそれぞれ先ほど申し上げましたように、ディスプレイに関してはそのものを大きくするだとか、現状のままできるかどうかということで先ほど申し上げましたけれども、これらをあわせて検討はしていきたいというふうに考えています。ただ、メディネットシステムについては、旧病院ではございましたけれども、ではどこに設置するか、柱が幾つかありますから、そういうのは対応できるかどうか踏まえて、これについては一応あわせて早急な対応を図っていきたいと、検討協議していきたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まだちょっと時間ありました。紹介状を持った人の関係で僕がちょっと1つ聞きたいのは、その待ち時間の中でも同じなのですけれども、今紹介状を持った人というのは早く受診ができるようになっているのかどうかお伺いします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 現在紹介状を持ってこられる方は、約、初診も対象になりますけれども、約16%の方が紹介状持ってきております。そういう意味では、持っ

てこられた方については当然総合受付で受け付けまして、これを別にちょっと色分けしまして基本票なるものを出しまして、それを外来、ブロック受付へ持っていきまして、その後は優先的に医師の判断として一応対応図っているということでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 これからやっぱり医療連携というのをしっかりすることによって、風邪引きさんぐらいだったら、何とかまちのお医者さんに行ってもらって、そこから紹介状をもらってということが待ち時間の解消にもつながっていくと思うのです。そういう意味からすれば、やっぱり紹介状の方々をどう扱うかということは待ち時間解消に結構役立っていくのではないかとこのように思うのですけれども、今後のその紹介状に関しての考え方というのはありますでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 当然この紹介状持参ということになれば、かかりつけ医との連携、医療連携が非常に必要だというふうに思います。ですから、全体的に医療の中ではある程度、今16%というお話ししましたけれども、もっともっと整理しますと、うちの病院にかからずとも多々、他医療機関でも十分受診ができるような方も多々多くありますので、それを医療連携の中で整備しながら、紹介状の体制も含めましてこれから整理していきたいと。当然そうなれば病院のかかられている患者さんは一部減るかもしれませんが、そういうことを踏まえてもっと研究してまいりたいというふうに考えます。

○小黒 弘議員 時間になりましたので、終わります。

○議長 北谷文夫君 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の本会議を開きます。

一般質問を続けます。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 大きな項目で3点について一般質問をさせていただきます。

まず第1点は、TPP、環太平洋連携協定に参加しない運動の推進についてお伺いをいたします。菅直人首相は、昨年の秋TPP参加を突然言い出して日本の政治の大問題の一つになっております。TPPは、物の関税撤廃のみならず、食の安全基準や人の就労、公共企業への外国企業の参入、我が国の健康保険や金融など、さまざまな分野の基準変更につながるため、日本の国の形を一変させかねない大きな問題であります。今TPPから国民の暮らしと地域経済、日本の食料、自然環境、国土を守るため、TPPに参加しない運動が大きく広がっておりますので、次の点についてお伺いをいたします。

1つ目に、地域のあり方、日本の国の形を問う、このTPP参加について菊谷市長の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

2つ目に、市内の農林業や地域経済に及ぼす具体的な影響についてお伺いをいたします。

3点目に、TPPに参加しない運動への市としての具体的な取り組みについてお伺いをしたいと思います。

次に、大きな2点目として、6次産業化の取り組みについてお伺いをいたします。民主党政権が農林水産分野の成長産業化の柱の一つとして農林漁業者等による農林漁業の6次産業化の促進に関する法律、通称6次産業化法案が国会に提出されたとき、昨年第1回定例会でこの法案の内容と市の考え方について質問させていただきました。そのときの答弁では、法案成立後事業推進について、事業推進には詳細な情報収集を行いながら生産者団体等と連携した対応を行っていくと述べておられました。その後砂川市の第6期総合計画が作成され、その総合計画では砂川市の新しい農業の展開を図るとして6次産業化の取り組みを推進するとしております。その6次産業化法が3月1日から完全実施され、計画認定の受け付けが始まりましたので、認定対象や支援内容と砂川市としての具体的な推進計画についてお伺いをいたします。

最後に、3点目として、外国資本による森林買収のその後の対応について質問をいたします。昨年第3回定例会でこの問題について質問させていただきましたが、その後多くのテレビ局やマスコミが取材に入り、特集番組を組んで全国に報道され、全国から注目されておりますので、市内の森林等を買収したスナガワ・ランドリミテッドなる法人の実態など、その後の情報収集や市の対応策と国や北海道の動向についてお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、大きな1番、TPP、環太平洋連携協定に参加しない運動の推進についてご答弁申し上げます。

(1)、TPP参加についての基本的な考え方でございますが、北海道で昨年11月12日に開催された地域社会のあり方等「この国のかたち」を問うとされた道民総決起大会は、北海道農業協同組合中央会、北海道漁業協同組合連合会、北海道森林組合連合会が主催し、北海道経済連合会、北海道商工会議所連合会、北海道生活協同組合連合会、北海道農民連盟など33団体が共催団体に加わり、北海道、北海道議会、北海道市長会及び北海道町村会が後援する、いわゆる道民ぐるみの大集会在開催されております。また、全国の道府県や市町村でも大規模な集会在開かれ、これに農林漁業者とともに関連業界、労働者、消費者が行政を含めて開催されており、さらに農林水産省の集約では1月21日までに40の都道府県議会と1,075の市町村議会で参加に反対、あるいは慎重対応などを求める意見書の採択が行われております。当市議会におきましても昨年11月29日にTPP交渉への参加を行わないよう求める意見書が議決され、国に提出されているところであり、砂川市の基幹産業であります農業への影響が大きいTPPへの参加については道民合意がないまま完全撤廃を原則とするTPPへの参加を決して行わないように、昨年11月に北海道市長会を通じて要請書を提出しているところであります。

次に、(2)、市内の農林業や地域経済に及ぼす具体的な影響についてご答弁申し上げます。最初に、北海道農政部の試算によりますと、TPP参加による北海道の稲作への影響は、国内産米の価格と外国産米の価格差が大きく、価格面で外国産米が優位なことから、北海道米の生産量が9割削減されると試算されており、また酪農についても飲用牛乳を除いて加工向けの乳製品は品質面で道産の優位性がなく、価格の安い外国産に押されて生産が大幅に減少すると予想されております。その他、小麦、てん菜、でん粉原料用バレイショや肉用牛、豚なども大きな影響を受け、北海道全体における経済的な影響額は2兆1,254億円となり、そのうち農業産出額では5,563億円の壊滅的な打撃を受けると懸念され、販売農家の7割を超える3万3,000戸の農家の方々が重大な影響を受けると見込まれております。また、TPPの参加による影響は、農林業のほかに保険、金融、医療及び労働者の雇用など幅広い影響を及ぼすと懸念されております。したがって、市内農業における具体的な影響については、北海道農政部の影響試算数を当てはめると、当市の米生産量の9割削減と加工向け牛乳の大幅な減少となり、市内農家の7割に影響が見込まれます。

次に、(3)、TPPに参加しない運動への具体的な取り組みについてご答弁申し上げます。我が国の食料自給率は、現在カロリーベースで40%ですが、TPP参加による影響では自給率が13%に低下すると予想されております。食料自給率の向上は、平成22年に策定された食料・農業・農村計画において10年後には食料自給率を50%とする生産性向上対策が示されておりますが、近年の地球温暖化などの異常気象により世界的な食糧不足が懸念されており、食糧輸入に依存する体制では国民への食糧の安定供給は食料安全保障上最重要課題となるものであります。したがって、各種団体等が主催する農林業と地域経済を考える講演会やTPP交渉対策及び米対策に係る集会への後援団体となり、担当職員の出席や道民の合意がないままにTPP参加することへの反対署名の取り組みなど、行政側としての取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、大きな2番、6次産業化の取り組みについてご答弁申し上げます。3月1日から完全施行されました地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律が通称6次産業化法と呼ばれ、農林漁業者等による計画認定申請の受け付けが行われておりますが、農業者が新たな加工や販売に取り組む総合化事業計画と研究開発・成果利用事業計画の2種類がございます。最初に、6次産業化法に定める総合化事業計画の認定対象は、農林漁業者の個人や法人の農業協同組合、農業生産法人及び任意組織であります集落営農組織が認定を受けることができることとなっております。次に、研究開発・成果利用事業計画の認定対象は、特に制限はございません。支援の内容でございますが、国が定める基本方針に基づき農林漁業者や民間事業者等が事業計画を策定し、農林水産大臣及び事業所管大臣の認定を受けると、法律上の特例処置や補助事業の優先採択による助成措置が受けられることとなります。具体的な支援の内容でご

ざいますが、最初に総合化事業計画における法律上の特例処置は農業改良資金融通法の特例として農林漁業者向けの無利子融資資金の償還期間10年を12年に、据置期間3年を5年に延長されることや個人に上限額5,000万円、法人、団体に1億5,000万円の資金融資が行われます。野菜生産出荷安定法の特例では、野菜の生産出荷量が契約取引より減少した場合、経費負担分を交付金対象とされること、農地法の特例では直売施設等を建築する際の農地転用等の手続の簡素化、酪肉振興法の特例では草地の形質変更の届け出の簡素化、食料流通構造改善促進法の特例では民間金融機関から食品の加工、販売に関する資金を借り入れる場合、財団法人食品流通構造改善促進機構が債務保証する対象資金に追加されております。次に、研究開発・成果利用事業計画における法律上の特例処置は、種苗法の特例として新品種の品種登録に要する出願料等を4分の1に減免、食品流通構造改善促進法の特例では民間金融機関から食品の加工、販売に関する研究開発等に必要な資金を借り入れる場合、財団法人食品流通構造改善促進機構が債務保証する対象資金に追加されており、農地法の特例では研究開発等に必要施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化するなどの処置がされることとなっております。これら事業計画の作成、補助申請などの相談窓口は北海道農政事務所となっており、農林水産省内に6次産業化戦略室が設置され、認定を受けると、都道府県に設置される6次産業化プランナーによる継続的な助言などが受けられることとなります。

次に、当市の具体的な推進計画でございますが、1次産業の農業者が生産する農産物及び副産物を2次産業で食品加工、製造を行い、3次産業の流通販売によって今までの2次、3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって農業所得の増加と地域経済の活性化を図るものであります。この6次産業化法に基づく国の助成措置を受けるには、農業者がみずから事業計画を作成し、窓口の北海道農政事務所に相談、申請することになりますが、実態としては事業計画、補助申請等の取り組み手続に関する地元行政側の支援、協力体制が必要と認識しております。現在6次産業化の推進計画として、地元の農業生産法人与行政が市内の集客施設側と協議し、地元で生産される農産物を加工して付加価値を生み出す企画案を集客施設側に提案しております。企画案として、農業生産者が2次の加工、3次の流通販売までを行い、集客施設側に施設用地の使用料等を支払う具体的な協議に入っております。なお、契約締結の条件等に関する回答は3月末までとなっており、今後集客施設側の了解が得られれば、敷地内での販売契約締結となりまして、農業生産法人は各生産者への説明及び作付準備の営農計画を進めることとなっております。今後も新たに6次産業化に取り組む意欲的な農業者の方々と事業実施に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

大きな3番、外国資本による森林買収のその後の対応についてについてご答弁申し上げます。昨年第3回定例市議会でご答弁した後、外国資本により買収された北海道の森林の中で一番買収面積が大きい市町村が当市であったため、テレビ局やマスコミの取材が行わ

れ、報道されてきたところでもあります。ご質問の市内の森林を購入した法人、スナガワ・ランド・リミテッドでございますが、去る2月15日に香港資本の不動産開発投資会社、アンヌプリランドの全権代理人、養父謙一氏とニセコ町で昨年受注された大手ゼネコン会社の方が当市を訪問され、一の沢地区の森林購入の経緯などの説明を受けたところでもあります。森林購入の経緯は、札幌在住のオーストラリア人が香港に来て、日本の会社が20年前にリゾート計画し、バブル経済の崩壊による頓挫した物件として紹介され、当初リゾート開発予定として現地を見ないまま購入したとのことでありました。法人設立には、法人税がないイギリス領バージン諸島に設立し、私書箱管理をしている状況で、香港の財閥の方々は21名おり、そのうちの一人が登記簿謄本にありますスナガワ・ランド・リミテッドの代表者であります。

次に、情報収集や市の対応でございますが、当市を訪問された方は香港財閥の方々からニセコ町のリゾート開発工事に関する件と当市一の沢地区の開発プラン作成に関する件を委任されている全権代理人でありました。一の沢地区に関する今後の情報としては、現在特定目的会社を設立され、香港の財閥21名から投資、出資金を集めているとのところであり、一の沢地区にふさわしい投資プラン作成を行うため、当市の降雪量、積雪量、平均気温や産業構造、地元農産物の生産量及び労働力、雇用の確保など、データ資料提供の協力依頼を受けたところでもあります。また、当初リゾート計画用地として購入したものの、ニセコリゾートの建設もあり、ニセコと比較すると砂川はリゾート地ではなく、ニセコリゾートに関連した施設プランなどを含めた開発計画を考えていきたいとのことでありました。市の対応としては、外国資本でございますが、企業誘致業務の一環として企業振興促進条例に基づく各種助成制度の周知を初め、一の沢地区の地番図や地形などの情報提供を行い、誘致企業が開発計画を早急に策定されるように協力してまいりたいと考えており、今後雇用の確保や直接的、間接的に地域経済の活性化が見込まれるものと判断し、対応してまいりたいと考えております。

次に、国の動向でございますが、民主党政務調査会が外国人による土地取得に関するプロジェクトチームを発足させて具体的な規制内容の検討に入っており、現在法整備の対象となるのは外国人土地法と森林法となっております。外国人土地法は、外国人による土地取得に関する制限を政令で定めるとし、また森林法も改正し、森林を買収する場合は届け出制または許可制にする方向で調整されておりますが、一方で経済活動を阻害することになりかねないとの慎重論もあり、調整が難航する可能性も伝えられております。政府は、このプロジェクトチームからの提言を踏まえ、関連法の整備を進め、通常国会での成立を図る方針と思われれます。

次に、北海道の動向については、昨年11月の道議会において外国資本の森林整備が進む中、森林の適正管理のため、大規模森林売買を事前届け出制にするなど、水資源である森林を保全することを目的とした条例の制定を検討するとされております。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、まずT P Pの問題から再質疑をさせていただき、再質問させていただきます。

今部長から詳しいお話がありましたけれども、この間の国会の論戦などによっても日本のT P P参加が菅首相の言うようにアジアの活力を取り組むものではなくて、アメリカの経済戦略に日本が組み込まれるということ、それから先ほどお話がありましたように、農林水産業に壊滅的な打撃を与え、国民への食糧の安定供給を根底から損なうということと、あわせて食品の安全とか医療、雇用、金融などあらゆる分野で日本の経済の主権を丸ごと失うことになるのではないかとということが国会の論戦の中でもいよいよ明らかになってまいりました。まさにこれは日本の前途にかかわる重大な問題でありまして、先ほどお話もありましたように全道、全国で大変幅広い国民運動が広がって地方議会における反対の意見書でも、先ほどもありましたけれども、40道府県、現在では1,100を超える市町村で反対の意見書を上げておりますし、特に北海道では道内180の自治体のうち175自治体がT P P参加反対の意見書を採択するという、今までにかつてない反対の大きな運動が盛り上がっております。しかし、菅政権は、何が何でも6月までに参加の方法を決めようとしておりまして、非常に重大な時期に来ているというふうに思っております。先ほど部長から答弁がございましたけれども、菊谷市長も反対の意思は表明されておりますが、公式の場で市長の意見の表明がないので、もし市長が、砂川市の意思を明確にするために菊谷市長からもこの問題についてのお考え方を改めてお伺いしたいなというふうに思います。

同時に、砂川市の意思を明確に示すためには、市民にP Rする必要があると。実は、前中川市長時代に私も米の輸入自由化問題をここで議会で議論させていただきまして、当時は米輸入自由化阻止の懸垂幕を市庁舎に掲げた、これは古い議員さんをご承知のとおりだと思いますけれども、掲げていただきました。今回はこの米の輸入自由化どころでなくて、すべての分野に大変な経済的影響を与える、単なる農業だけでなく全市民的な影響もありますので、このT P P参加反対の懸垂幕を市庁舎に掲げていただけないかどうか、そのお考えがあるかどうかをお伺いしたいということ。

もう一つは、先ほど北海道では幅広い運動で経済団体含めた広い農業団体、商工団体含めた非常に大きな運動になりましたけれども、いよいよ各地域での全国的な、全道的な取り組みとあわせて、やはり草の根からの運動展開が広く求められているというふうに思っておりますので、砂川でも農業団体、商工団体、消費者団体、あるいは医師会や金融機関など、幅広い団体に呼びかけて市民の心を一つにして農業だけでなく地域の経済守るためにこれに反対する協議会とか、あるいは連絡会のようなもの立ち上げて勉強会や決起集会などを開催するお考えはないかどうかお伺いをいたします。

それから、今取り組んでいる農協、漁協、森林組合で取り組んでいる署名には部長は積極的に取り組むというふうに言われましたけれども、具体的にある行政区で市職員全員の署名を集めたり、いろんなことをやられているのですけれども、その辺で具体的にどのようなお考えなのかをお伺いしたいなと。

まず、この3点についてお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 私のほうからは、最初に市庁舎に懸垂幕を掲げる考え方についてということでございますけれども、前段でご答弁申し上げたとおり、この問題につきましては北海道経済連合会だとか、いわゆる道経連ですね、1次産業中心に2次産業、3次産業含めて北海道、行政の北海道を先頭に道内市町村すべてオール北海道でこのTPPへの参加に今反対しております。しかしながら、残念ながら東京にあります日本経済連合会、いわゆる日経連だとか、輸出産業を中心に一時的に安い外国の品物を買うことができ販売するような、そういう業者の方々については消費者の方にも一時的にメリットがあるという、そんなことも言われておりました、いわゆるその参加のほうに逆に賛成している業界団体もあるわけでございます。また、現政府が平成の開国といたしましてのTPPの参加について関税の障壁を含めて原則この100%の関税撤廃を前提とするという問題につきましては、ただいま申し上げたとおり、農業のほかに金融、保険、医療、労働者の雇用だとか弁護士、看護師など幅広い日本の広域的な経済界に波及する影響もありますので、一地方公共団体への範囲ではなくオール北海道としてこの動きをとらえて要請していくということで考えているわけございまして、当市は北海道市長会を通じて要請している内容は、道民の皆様都合がないままにTPPに参加することに反対しているということでございますので、今後とも北海道市長会でまとまった形で反対していくものであり、単独で懸垂幕を掲げるのは現在のところは考えていないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、2つ目のやつが地域でそれぞれTPPへの参加する協議会などの設立ということでございますが、地元砂川市の関係団体だとか機関で構成するような協議会につきましては、それぞれ個々の上部団体がございまして、それぞれの上部団体の中が皆さん集まってTPPへの参加については反対、オール北海道という立場をとって全道的な総決起集会などを昨年実施して北海道市長会も後援団体として参加しておりますし、各市町村におかれましても担当職員の出席などの要請もありましたので、当市としても参加して集会等、デモにも参加しているわけでございます。今後とも引き続きましてこういう総決起大会が開催されれば、当市としても積極的に参加する考えでございますし、したがって砂川市だけでの関係機関、団体での決起集会というのではなく、大きな範囲でいろいろな全道的な上部組織による総決起集会だとか、そういうものが国に対しても大きくインパクトを与えるものでありますし、そういう総決起集会で採択された要請書等も国に提出される

というものでございますので、今後も北海道を先頭に立って全道市長会も一緒に行動するのがよろしいかなと思っておりますので、地元でのまだ協議会の小さい枠での設立をするという考え方は今のところは持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、署名の関係でございますけれども、経済部の農政課なりの窓口それぞれの上部団体から来ました署名運動のものを置きまして、来た方に任意でご賛同いただければ署名活動して、集まり次第、上部団体のほうに郵送させていただくと、そのような考え方で具体的な署名活動については取り扱ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 今土田議員さんのほうで公式の場所での表明をというお話でございますけれども、既に昨年の11月29日に議会側が先行して反対の決議をしているということでありまして、行政と議会の両輪でありまして、このことをもって各団体会議等にも反対を表明してきたところでもあります。特にことしの2月10日だったでしょうか、空知の農業を考える会の代表の方がお見えになりまして署名をしてほしいということですから、明確に署名をさせていただきました。さらに、2月の14日に岩見沢で空知地方期成会の総会がございまして、ある市の方から、これは期成会でも反対すべきではないだろうかというお話ありましたときに、いや、これ町村会なり、あるいは市においても既に反対の決議までしているということなものですから、期成会でいかがですかという話ありましたから、私は手を挙げまして、どういうことであろうとやはり各種団体がすることによってやっぱり影響力大きいのではないだろうか、そういうようなことでぜひともこれもやはり空知期成会として反対すべきだということを申し上げてまいったところでありまして、基本的に反対の表明は各種団体にもしてまいったところでもあります。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 菊谷市長から表明いただきまして、ありがとうございます。私も、今部長があつたのですが、もちろん全国集会、全道集会、さまざまな集会在今も行われておりますけれども、今各地で首長さんや農協の組合長さんを中心にしながら、さまざまな商工会とか消費者協会とかと連携して集会が開かれております。例えばご承知のとおり当別町では町だけで町長を先頭に1,000人の集会を開くとか、その隣の新篠津でも大きな集会を開く、あるいは北のほうのまちでもそういう町や市独自の集会などを開いても今おります。私たちもこれまでは全道集会、全国集会、あるいは空知の集会とか講演会とかいろいろなこと重ねてまいりましたけれども、そういうものを引き続き行くと同時に、やはり本当にこの地元、草の根からの運動を進めていきたいなというふうに思っておりますので、できれば砂川市が主催してやっていただければいいのですが、そうではなくても農業団体、関係団体が学習会とかシンポジウムとかいろんなものを、まだまだ市民の皆さんにはよくわからないという声があるのです、内容が。ですから、その中身をよくやっぱり知ってい

ただいて理解をしていただくという、本当に草の根からの運動を展開していくことが大事だと思いますので、もしそういうシンポジウムとか集会とかいろんなことやった場合、砂川市として強力な後援をしていただけるかどうか、そのことだけまずお伺いしておきたい。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 各農業関係者などの主催による後援団体としての市の考え方でございますけれども、せんだって2月28日も滝川で空知の農林業と地域経済を考える講演会というのがございまして、これらにつきましても空知の各市町村が後援団体となっておりますし、市もなっておりますし、それから農業委員会、当市の農業委員会も後援団体となっておりますし、それから新砂川農業協同組合についても後援団体となっております。このような考え方から、TPPのこういう、この手の主催ということでございませぬけれども、各団体が行われる集会なり講演会に後援依頼が来ましたら、積極的に市も後援団体として応援したいと思いますし、担当職員などの出席によりまして、一緒になってこの問題をより多く考えながら、市民の皆様にも周知してまいりたいと考えてございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、次の2つ目の問題に移らせていただきます。

6次産業化について詳しい答弁をいただきましたけれども、先ほど話ありましたように、農業者、農業法人、あるいは農協さんも含むことと思っておりますけれども、総合化事業計画をつくるとすれば、それを推進できるということで、砂川市のように農業の耕作面積、1戸当たりの耕作面積が少ないところでは今言ったようにそういうことを推進していくことは非常に大事なことだと思し、市が第6期総合計画の中でそれを推進するということは私は非常にいいことだというふうに思うのですけれども、ただ具体的にどう取り組むかという点で今1つの法人の方が取り組もうとしている中身についてもお話がありましたけれども、これまで既に取り組まれている例えばトマトジュースだとかリンゴジュースだとか、あるいはアイスクリームだとかいろんなことで努力されて砂川市の農家の方々も、あるいはお菓子にも砂川市の農産物使うとかということで努力されておられるのですけれども、そういうところには支援対策はできない、いただけないのかなどお伺いしたいというふうに思いますし、それからもう一つは砂川市にはいろんな作物がたくさん、果樹から牛乳から野菜からトマトからお米からたくさんあるわけで、先ほど部長は一例をされましたけれども、そのほかにもさまざまな農産物を加工し、販売していくということは非常に大事な点でありますし、さらに直売所などをつくと支援も受けられるというお話もありましたので、そのあたりさらに市内の農畜産物で新たに取り組むとしたらどんなようなものが考えられるのか、またこの制度のPRを、これは農政事務所が中心ですけれども、やはり推進していくには市町村の皆さんが、それぞれのまちの農業者の方々を初め推進をしていく必要があるので、この制度のPR、あるいは先ほど受け付けは農政事務所のようにありますけれども、砂川市も支援体制をとっていきたいというふうに言われております

が、現段階でもしも具体的に支援対策とすれば、いろいろ情報の提供とか、あるいは書類作成とかいろんなことがあると思いますけれども、どのようなことをお考えになっておられるのかお伺いしたいというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 3点ばかりご質問いただきました。1点目が既に実績としてトマトジュースなりリンゴジュースなりアイスクリームをつくられている実績のあるものでございますけれども、今回のこの6次産業化法に基づく認定対象だとか支援の中で既にジュースをつくられている、新規に行うことが条件なわけでございます、認定対象となる事例の中にもう既に砂川でトマトジュースがつけられているのであれば、例えば新しい別な団体がするのであればよろしいのですけれども、既にもうつけられている方がより規模の拡大というものにつきましては、新規に行うことが条件なものですから、この認定対象にならないということで農政事務所のほうからの回答をいただいております。

それで、先ほど事例として考えたものがトウキビを朝もぎで、その日の朝にもいだよつをゆでて、ちょっと塩入れるのですけれども、ゆでるだけで加工になる、製造加工になる、そしてみずから店頭などで販売すれば余りコストもかからないで、通常生産者価格が1本80円とか100円ぐらいなものが300円なり250円で売ることができるということで2次の製造加工、3次の流通販売の売上げの分がそのまま生産者の中に入って農業所得の拡大に図れるということで取り組んでいるわけでございます。そのようなことで農産物の加工、販売というところが、いいものをせっかく1次産業的に農地がありますからどんどんつくれるのですけれども、それを加工していかにどうやって流通して販売していくかということが、これが大きな問題でございます、計画作成に当たってもいきなりいい夢を、プランを描いても、どこで販売するのですかということが一番問題なものですから、人が集まる集客施設だとか、加工販売所をただつくればいいということではなくて、そこにつくっても人が集まるようなプランをきちんとしないと、せっかく施設をつくって物を置いてもなかなか売りに結びついていかなければ困るということでございますので、最初に直売所をつくる前に砂川に大きなサービスエリアだとか、高速道路に100名以上の方が来られるわけですから、そういうところにも施設使用料などを払いながらも十分生産者団体のほうに収入が見込めるということで今現在協議をさせていただいているわけでございます。

それで、この法に基づくいろいろな制度の認定があるわけでございますけれども、いざ直売所を建てるだとか、何らかの形のいわゆる補助事業でございますけれども、これはまた別な補助事業の要綱、要領がございまして、それぞれそれに該当する条件というのがございます。年間3,000万以上の収入がなければだめだとか、毎年5%の売上げがなければだめだと、それらを全部チェックした形で計画をつくるなりしていかなければなりませんので、今後この認定を受けるものと補助事業を展開するものを分けた形で順次計画

していかなければならないかと思っています。

それから、支援体制でございますけれども、担い手総合育成対策協議会というのがございまして、砂川市を初め農業委員会なり農協、それから普及センター、共済組合だとか農業関係団体の職員等が集まった協議会でございますので、そういういろんな農業者の方のお話がありましたら、その中でそれぞれ機能分担をしながら、いろいろな角度の面からつくられたものをいかに加工してうまく販売に乗せれるか、流通されるかということもそのマーケティングなども考えていかなければなりませんので、そういうものを協議した中で成功に導いていくようなための体制づくりということで今考えているところでございます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。

それで、あともう一点お伺いしたい点があるのですけれども、この支援内容の中に小水力や太陽光発電を使った新たな加工、販売などというふうに言われているのですけれども、これは具体的にどういうことをやればいいのか、ちょっとその辺をお伺いをしたいなと思いますと同時に、先ほどご答弁ありましたように、これを進めるために各農政事務所に第6次産業化のプランナーを置いて継続的に助言していくと、指導していくということになるのですけれども、このプランナーの方はその事業申請をした農業者、あるいは農業法人、あるいは農協などに対しての指導、援助を行うのか、どんなようなことが行われるというふうに関今の情報では収集されておられるのか、その辺ちょっとお伺いしたいし、やはりなかなか聞きますと、話はいいのだけれども、非常に厳しい制約があって、今までやっていただけたとか、今までやっているの拡大するのではだめだとかということ言われるとなかなかできないし、そういうことを我々農業者もよくわからないで何か支援策があるのでないかというふうにしてもいけないので、やはりぜひその点では農家の方々に初め多くの方にきちっとその内容についてもPRもしていただきたいと思いますが、そのあたりの考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 プランナーの関係につきましては、農林水産省で今6次産業化戦略室というのが設けられまして、このプランナーの関係につきましては今後農林省のほうで公募をしていわゆる民間の方からを、民間の方をそのプランナーにすると、いわゆる加工、販売に精通された方、それから市場、いわゆるマーケティングに精通された方、これらの方々をプランナーにして採用したいと、そしてその方を委託するわけでございますけれども、大体都道府県に平均五、六名の方の配置を考えているということでございます。ただし、北海道はちょっと広域的な面積が広いものですから、平均五、六名ですけれども、北海道は10人規模になるのではないかということで、今後プランナーの公募、そしてそういう公募あってもだれでもいいということでございませぬので、そういう加工、流通に

精通された方なり、マーケティングに精通された方、そういう条件をクリアした方に委託をするということで、ことしはこのような考え方でプランナーを今後公募の準備に入っているということのご回答いただいております。

それから、もう一点が太陽光発電の関係の支援内容でございますけれども、これらもいろいろ認定受けたものと補助でやるものが違ってございまして、補助事業につきましては国のほうで23年度の予算が通ったのですけれども、まだ具体的な要綱、要領等ができていませんが……国の補助事業がまだ具体的な要綱、要領ができておりませんが、なかなか制度的に認定受けた方につきましては優先採択をされるということなのですけれども、補助の要件等がクリアされていなければその事業の実施方に向けてはいけないので、今後その面、要綱、要領等の中身をよく精査しながら支援体制が可能かどうか、その事業を実施される農業者団体の方と協議検討していかなければならないと考えてございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 ぜひ私も大事なことだというふうに思っていますが、なかなかその制度が今聞いたら使いづらい話だなと、構想としてはいいのですけれども、それだけにその制度の内容とか、具体的に進める場合にはどういう問題点があってどうなのかということをごひ農業者の方々に知らせていただいて、本当にこれを活用して農家の方々の収入が少しでも上がるような努力を、ここは総合計画でも砂川市は推進すると言って言っているわけですから、そういう立場でぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

それから次に、最後の3点目の外国資本による森林買収について質問させていただきます。先ほどのご答弁では、昨年9月もそうですけれども、何か砂川のリゾート開発みたいなことをやるというお話になって、先ほどもそんなようなことで、それが地域の経済の活性化につながればいいという部長のお話なのですけれども、この間全国の各地のテレビなどで取材されたり報道されたりしているところを見ると、この外国資本による森林の買収の目的は一体何なのだというので、皆さんからそういう各種の質問が寄せられて、ある人は水資源でないかと言う人もいるし、いや、木材が足りないから、中国で木材、水も足りないし、木材も足りないから、木材資源をねらっているのではないかと言う方もいらっしゃるし、いや、ただただ登記のために土地を買って、大金持ちが土地買ったのではないかというようなことも言われて、さまざまなことがテレビなどで報道されており、中には軍事目的でないかという、そういう報道さえマスコミでもされるというような状況もあって、一体どうなのだろうというのが地域の皆さんも含めてあるのです。ただ、やっぱりこんな事態になったのは、全国的にも林野庁は最初のうちはそんなことないよと言っていましたけれども、北海道だけでなく全国各地でそういう実態もだんだん明らかになったのだけれども、しかし実態がつかめない状況にあると。北海道自身でも森林所有者の実態把握をしているけれども、例えばアンケート調査で2,414者に森林の所有状況のアンケートを出したら、その42%の913者、1万4,000ヘクタールに上って所在がわからな

いと、道の中で、というような実態になっていて、結局これまで、ご承知のとおりこれまで1ヘクタール以上の場合森林であっても事前届け出制であったのを事後届けに規制緩和で1998年になってしまったのです。ところが、売買契約の前に価格と利用目的などを届けしていたので、行政はその実態を把握できたのだけれども、98年以降はその届け出義務が買った後でいい、後でって、その後のいつまでという期限がないものだから、買われてもそのまま届け出も何も市町村にしていけないために北海道もつかめない、市町村も実態もつかめないというような状況になっていて、非常に道自身も把握に困難だという状況も言われております。

それから、もう一つは、私たちのところでもよく農業委員会通じて地籍の問題が議論されていることがあるのですけれども、いわゆる地籍調査、地籍確定が全国で49%、林地では42%しか地籍確定がされていないという状況で、どこがどうなっているのかも全くわからないという現状にあるという中で海外資本の買収が行われたという実態があるわけです。ですから、そういう点では、やはり本当にリゾート開発がもし目的なのかどうか。それから、もう一点、全国的に、あるいは北海道全体の中でも起きているのですけれども、固定資産税の未納もかなりあるという自治体も調査の結果わかってきたという状況もあるのです。砂川市の場合はその、大丈夫なのかどうかわかりませんが、したがってもし先ほど部長が答弁されたような、もし砂川にリゾート開発をきちっと2月15日にそういうふうになったとすれば、やっぱりこの隣接する地主や地域の住民に情報提供をしていただいて、やっぱり不安を解消して、もしそのリゾート開発やいろんなことやるにしても住民合意がなければできないと思うのです。そういう点では、そういう説明会のようなものを開いていくお考えはないのかどうか、情報提供していただきたいというふうに思いますが、やっぱり地域に住んでいる方は以前はリゾート開発で踊らされてだめになって、今度は20年たったらまたよくわからないような状況になって地元の隣接、あるいは農家やっている人たちがたくさんいるわけなので、もし部長がつかんでおられるような情報、15日のそういう情報あれば、地域にきちっと情報提供していただいて、そしてやはりどう対応するかはみんなで考えていく必要があるのではないかとこのように思いますが、その辺についてのお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 1回目でもご答弁申し上げましたけれども、まず今回の一の沢の不動産を購入した企業は、砂川市の当初リゾート開発計画で一応購入したかもしれませんが、現時点ではリゾート開発地域ではないと言明してございます。それは、前段でも申し上げたとおり、ニセコのリゾートがもう既に手がけている企業でございまして、それに関連した今後砂川の一の沢にふさわしい開発計画のプランを作成したいと、作成に今着手したいので、早急に当市の情報がある程度出していただけないかということでございまして、砂川市としても企業誘致の一環として多大な投資をあの地域にさせていただ

るのであれば、今後地域にとっても砂川市全体にとっても直接的、間接的な経済波及効果は大きいと判断しているわけですので、地域の方々への情報提供につきましても今後その開発、この企業、誘致企業のほうからきちんとした開発計画のプランが提出され、その内容が地域や砂川市全体にとってみて間接的、直接的な雇用の確保だとか、工場建設だとか、事務所を建設だとか、そういうものが計画の中に示されて経済的な波及効果が大きいと判断した場合、それは誘致企業、いわゆるその一緒の、開発する企業の方と一緒に地域の方に説明会に入ってまいりたいという考え方でございますので、今の段階ではまだ、ただこれから開発プランを早速作成したいということでございますので、今の段階ではまだ情報を出せるような状況でございませぬので、今後そのような経緯の中で計画が進めば地域の方にお知らせをしてまいりたいと考えてございます。

それから、前段でリゾート開発ではないということをお願いしたのですが、あと水資源だとか木材だとか投資、軍事目的、いろいろなことがマスコミで報道されておりますけれども、当市の一の沢地区を購入された方につきましては、現在アンヌプリランドということで有名なリゾートを手がけているカペラリゾートの方々の全権代理人でございますし、今回砂川市の固定資産についても東京の中川・山川弁護士事務所のところに管理をされているので、そちらのほうに送ってきちんと納入されてございますし、その弁護士さんも昨年7月に特定目的会社を今回一の沢の地区のプランを作成するに当たっての設立された企業に取締役として就任されているという情報もいただいておりますので、今後安心した形でこの企業の支援に向かってまいりたいと考えてございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 今の部長の答弁あったように、リゾート開発がいいのかどうなのか、だからその計画が決まってから説明するのでは私はいまうまいと思うのです。今私たちには、皆さんご承知のとおり、大切な森林を守っていかうと。ことしは国際森林年なのです。やはり今の地球環境問題から含めて森林をしっかりと守っていかなければならぬという、そういう声は地域の方々には多いのです。だから、当時のバブルのときはリゾート開発でいろんなことがありましたけれども、あの苦い教訓からもう二度とそういうことは嫌だよと、だから結局森林をしっかりと守って自然環境を守っていきたいという声が多いわけで、そういう事業計画を進められたのでは困る場合もあるのです。しかし、これはまだ我々も住民合意、議論しておりませんから、住民合意はできていない。そういう声もあるわけなので、ぜひ情報を提供していただいて住民の皆さんが考える、どういうふうにしたらいいのか、そのリゾート計画みたいなものをどうなのかということ、結局いろんなマスコミの情報しかないのです。さまざまなことが先ほど言ったように言われているから、それで不安材料が多いので、そういう点でぜひ情報提供していただきたいというふうに思っております。

先日の例えば森林組合の総会でも議論になりましたけれども、日本の企業なり日本人で

あれば、森林組合に加入していただいて、そして森林整備を国の補助を受けながらきちっとやっていけるのだけれども、それがこの外国企業になったらどうなるのだろうと、森林組合に入ってくれるのか、くれないのかということも含めて全くいろんな不安があるのです。そうすると、山が荒れ放題になってしまって何もできないことになってしまうから、やはり今国もこの森林を大事にしよう、そのためには広域的な森林整備計画をつくって、そしてそういうところに木の間伐とかいろんなことをやりながら森林をしっかり守っていくということで、森林組合等々もその事業に取り組んでいる段階の中で砂川市全体の、先日も議論になりましたけれども、砂川市全体の森林の10分の1が外国に買われてしまったという発言もございましたのですけれども、ですからそういう点で森林を守る立場にある森林組合がどうしても非常に心配をしていると、こういうこともありますので、一番情報収集できるのは砂川市であり、部長のところ情報が情報収集できるのでありますから、情報収集していただいて、この外国資本が森林を持つことがどういうことになるのだろうと。ただ、地域の活性化、経済にいい、いいと言っていられないものであるのではないかと。今後は農地にも、農地も外国資本に、今農業委員会があつていろいろあるのだけれども、しかしほかの地域のことを聞きますと、生産法人をつくって、そこに外国資本が入って農地をするという、そういうことが可能になったわけですから、そういうふうにして農地が一部では外国資本に買われていくという、そういう状況も生まれているだけで、生まれている状況にあるだけに、ただ経済活性化になるからいいのではないかとということだけでなく、総合的に全面的な角度から見て砂川市にとってどうなのかと、地域の皆さん、地域の住民にとってどうなのかということは検討しなければならぬ課題でないかなというふうに考えておりますので、その辺ではぜひ情報についてはその都度提供していただきたいと思いますが、その点についてのみお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 地域への情報提供をその都度というご質問でございますけれども、2回目のご答弁で申し上げたとおり、今その誘致企業のほうから、……いる考え方については、当初リゾート開発用地として買ったのだけれども、リゾート開発は考えておりませんということでございます。当時はゴルフ場がありましたので、あのような形の大きな土地になっているわけでございますけれども、それに森林を経営するという考え方は持っていないみたいです。ただ、ニセコのリゾートがもう本当に世界的な裕福な方々、高級リゾート地なものですから、それらの方々への食材を提供するような基地のことも含めた、現在これも一つの案でございますけれどもという話で、今後砂川のあの用地に適したような工場なり、そういう肉用牛の牧場だとか、そういう、あと水耕栽培の工場だとか、そういうものも考えているということでございますので、今後その地形の状況だとか、そういうものかんがみながらプランの作成を今後してまいりたいということでございますので、その中身を私たちも市としてその中身が十分当市の活性化に寄与するものかどうかの判断

をしてからでない情報は出せないなと思っています。まだ具体的な計画もない段階での間違った情報を出しますと、かえって地域の方々も混乱するし、不安もあろうかと思えますし、これから当市に大きな、多大な投資をしていただけるという方々にとってもまた困るかと思えますので、今後はそのような形で十分砂川に進出を考えている企業の皆様と市の段階で一回情報の中身の精査をしながら、それがあつ程度方向づけがされた段階で地域の皆様にも情報を提供してまいりたいと考えてございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 もう時間がありませんので、最後にお伺いしますが、部長はいろいろ答弁されますけれども、テレビの報道、マスコミの報道でも明らかなように、ここに凶面がありますけれども、いわゆるその、こんないわゆる虫食い様の状況で買われていて、そんなことが実際できるのかと、今言われたようなことが、そういう不安があるのです。あるまとまったところをぐっと買ったというのなら、事業計画とかあるのだけれども、こんなに虫食いになったような状況の中で、だからその目的は一体何なのだというところはよくわからないという点があつて、それでマスコミの皆さんも非常にそういうことで不安になっているわけですから、やっぱりとりわけ今地域の皆さんはそんな点でいろいろの状況や動きについてやっぱり知りたいというので、そういうまず事業計画が立てられるような状況ではないのです、土地の買われた状況でいうと、何かやれるような状況でもないし、今言ったようにリゾート開発も、もちろんやらないと言うけれども、できる状況でもありませんし、それではそれに何かニセコにかわる、ニセコの利用でかかわる何かの企業やるといったって、それもできるような土地の買い方ではないものですから、結局投資で買ったのではないのかとかいろいろなこと言われていますので、ぜひその辺は正確につかんでいただいて情報提供ぜひしていただいて、やっぱり間違つたほうに進まないように私はしたいと思うのです。何でもすべてだめだと私たちは言いませんけれども、でもやっぱり間違つた方向に進まないようにしていくという点では我々の役割があると思つていますので、その辺についてのみ最後にお伺いして終わりたいと思つています。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 今議員のほうから虫食い状態になっている用地というお話でございすけれども、この関係につきましては今回先月全権代理人が私のところに来たときにも同じ凶面をお見せしてご説明申し上げたところ、連担した形でなければ事業展開はできないので、今後その、いわゆるその連担するような形で用地買収を考えていきたいということが向こうのほうからのご要望でございました。したがいまして、今後当市としても、当時大阪のディベロッパーが買ったときに事業登記されたときに山林と原野を分けた形で売却をしています。そして、そのうち森林のところは今回ご質問のありましたスナガワ・ランド・リミテッドが購入したと、337ヘクタールと。残りは、原野の部分が東京の企業と、それから砂川市の市有林が58ヘクタールほどございます。したがいまして、これ

は今から22年前の大阪のディベロッパーが来たときも最後に市の用地を買収した形で協力するというで話は進めていたのですけれども、途中で頓挫したということでそのまま砂川市の市有林になってございます。それとあと、原野のほうは今東京の違う会社が持っておりますので、まず今回スナガワ・ランド・リミテッドを含んだ特定目的会社が設立されてございますので、そこは連担した形で今後は用地買収しながらあの地域に一番ふさわしい開発計画プランを探って当市と協議をしていきたいということでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 今のご答弁、今買われていないところもこの外国資本に買ってもらいたいようなこと言っているのだけれども、それがいいのかどうなのか、これ以上、これ以上外国資本にどんどん、そういうことも含めて私たちは言っているのです。ですから、今の部長では、今の買われていないところも今の資本に買っていただいて、何かそれはするのだというようなことですけれども、それではやっぱり地域の方はならないので、そういうことのことも含めて地域の合意を私は得る必要があるので、情報提供していただきたいというふうに申し上げているものですので、お願いいたします。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 土田議員さんのご心配されることは、私どももそのとおりなので、いろいろ担当の者から聞いてみましても、いわば日本人でないだけに一体どんな思いでこれを買っているのだろうか、そういうことでできるだけ的確な情報を得まして、それが地域にもたらすどんな影響あるのだろうかという情報をなるべく早くつかんで地域に話すものは話すということで前向きに検討させていただきます。

○議長 北谷文夫君 一般質問は、すべて終了いたしました。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後 2時09分